

(案)

(仮称)第4次札幌市子どもの権利に関する推進計画

令和 7 年度(2025 年度)～令和 11 年度(2029 年度)

目次

第1章 計画の策定	1
1 計画策定の背景及び趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画期間	2
コラム① 札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例について	3
コラム② 計画策定に関連する国の動きについて	4
第2章 子どもの権利に関する現状	6
1 第1次計画策定から現在までの状況	6
(1)第1次計画から第2次計画	6
(2)成果指標等の推移	6
2 前計画(第3次計画)の実施状況	7
(1)成果指標の状況	7
(2)主な取組結果	7
(3)前計画の総括	8
3 子どもの権利に関する現状(子どもに関する実態・意識調査結果等から)	10
■子どもの意識(自己肯定感等)	10
■子どもの権利の普及・啓発	11
■子どもの権利の保障	12
■子どもの参加・体験機会・意見表明	13
■子どもの悩みや困りごとの相談相手	14
■子どもの権利侵害からの救済(子どもアシストセンター)	15
■児童相談所における相談業務の状況	16
4 前計画及び調査結果等を踏まえた取組の方向性	17
コラム③ 子どもが考える未来のさっぽろ	18
第3章 計画の推進体系	20
1 基本理念	20
2 基本的な方針	21
3 基本目標	21
4 成果指標等	22
(1)成果指標	22
(2)活動指標	22

第4章 具体的な施策の展開.....	23
基本目標1 子どもの権利の推進とライフステージを通じた環境の充実	24
1 子どもの権利を大切にする社会に向けた取組.....	24
2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	29
3 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援.....	32
4 子ども・若者を取り巻く脅威から守る取組.....	35
基本目標2 ライフステージの各段階における環境の充実.....	38
1 子どもの誕生前から幼児期まで.....	38
2 学齢期・思春期	39
3 青年期	40
第5章 計画の推進と進行管理.....	41

第1章 計画の策定

1 計画策定の背景及び趣旨

札幌市では、国際条約「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」の理念を、よりわかりやすく札幌の実態に即した形で具体的に示し、あらゆる場面での実践につなげるため、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例(以下「権利条例」という。)」を制定し、平成21年(2009年)4月に施行しました。

権利条例では、子ども一人一人が毎日を生き生きと過ごし、自分らしく伸び伸びと成長していくことができるように、子どもにとって大切な権利を定めるとともに、その保障のために家庭や子どもが育ち学ぶ施設(学校など)、地域、札幌市などが協力して、子どもにやさしいまちづくりを進めることとしています。

令和4年(2022年)には、全ての子ども・若者が将来にわたって幸せな生活が出来る社会の実現を目指した「こども基本法」が制定され、令和5年(2023年)には、こども家庭庁が発足するとともに、こども基本法に基づく「こども大綱」が発出されました。

この計画は、こども大綱を勘案し、こうした権利条例の理念の普及を目指して、子どもの権利への理解や子どもの参加の促進、権利侵害からの救済など、子どもの権利の保障に向けた具体的な取組を総合的かつ計画的に進めていくために策定するものです。

2 計画の位置づけ

この計画は、権利条例第46条に基づき、子どもの権利の保障を進めるための「総合的な推進計画」として、これまでの第1次計画(策定:平成22年度(2010年度)、計画期間:平成23年度(2011年度)～平成26年度(2014年度))及び第2次計画(策定:平成26年度(2014年度)、計画期間:平成27年度(2015年度)～令和元年度(2019年度))、第3次計画(策定:令和元年度(2019年度)、計画期間:令和2年度(2020年度)～令和6年度(2024年度))を引き継ぐ第4次計画として、策定します。

なお、本計画は第2次計画から、札幌市の子ども・子育てに関する総合的な計画である「さっぽろ子ども未来プラン」の中に包含されています。

本計画は札幌市のまちづくりに関する総合計画である「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン(令和4年度(2022年度)～令和13年度(2031年度))」の方向性に沿っています。また、同ビジョンの中期実施計画として令和5年度(2023年度)に策定した「札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン 2023」、さらには、その他の子ども・子育て支援に関連する各分野の個別計画との整合性を図りながら、持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals、SDGs[エス・ディー・ジーズ])(以下、「SDGs」という。)の視点も意識し本計画を推進していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



<持続可能な開発目標(SDGs)」の視点と本計画との関わりについて>

令和12年(2030年)までの国際目標として、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」の推進に当たっては、国だけではなく、企業や自治体、市民団体など全ての主体の参加が必要です。その中でも自治体が定める個別計画は、市役所はもとより、市民・企業・関係団体が共有するべきものであり、計画の策定や改定に当たり、SDGsの視点や趣旨を反映させる必要があります。

本計画に掲げる各基本目標に紐づく各基本施策については、SDGsに定める目標(ゴール)とも関係しており、様々な主体との連携により、計画に掲げる取組を推進していき、基本目標の達成を目指す中で、各ゴールの達成にも寄与していきたいと考えています。

3 計画期間

令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの5年間とします。

コラム① 札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例について

-すべての子どもは、未来と世界へと羽ばたく可能性に満ちた、かけがえのない存在です-

札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例

平成21年(2009年)4月施行

子どもの権利とは

子どもの権利は、子ども一人一人が生まれながらに持ち、自分らしく豊かに成長していくために欠かせない基本的な権利(基本的人権)です。その保障のために、子どもも大人と同じ一人の人間として尊重され、年齢などに応じた適切な配慮や支援が提供されることが求められます。

札幌市では、子どもの権利に関する条約や日本国憲法の理念に基づき、平成20年(2008年)に「子どもの最善の利益を実現するための権利条例(子どもの権利条例)」を制定し、様々な子ども・子育て施策をもつ地方自治体として、市民とともに子どもの権利を大切にし、保障を進めることを宣言しています。

この条例では、子どもにとって大切な権利と、それを保障するための大人の役割や、札幌市の取組について定めています。

大切にしたい4つの権利

権利条例では子どもの権利を大きく4つに分けて説明しています。

安心して生きる権利(第8条)

愛情を持って生まれ、
いじめや虐待から守られること

自分らしく生きる権利(第9条)

個性を尊重され、
自由に思いや考えを表現すること

豊かに育つ権利(第10条)

学び、遊び、休息し、様々な経験して
豊かに育つこと

参加する権利(第11条)

自分に関わることに参加し、
意見を表明すること



コラム② 計画策定に関連する国の動きについて

※ここでは、国の表記に従い、「こども」と表記します。

○こども基本法(令和5年(2023年)4月1日施行)

- こども基本法は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を総合的に推進することを目的としています。
- こども基本法では、こども施策を決めるうえで、以下の6つの基本理念を定めています。
 - 1 全てのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
 - 2 全てのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
 - 3 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言え、社会の様々な活動に参加できること。
 - 4 全てのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
 - 5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
 - 6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。
- また、国及び地方公共団体に対して、こども・若者の意見を聞きながらこども施策を進めていくよう求めています。

○こども大綱(令和5年(2023年)12月22日発出)

- こども大綱は、こども基本法に基づき作られており、これまで別々に推進されてきた「少子化社会対策基本法」「子ども・若者育成支援推進法」「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく3つの大綱を1つにまとめ、少子化の背景にある経済的な不安定さ等の課題や、子どもの安全や孤独といった課題の解決、子どもの貧困への対策等、幅広いこども施策に関する基本的な方針を定めることを目的に策定されました。
- こども大綱では、全てのこども・若者が心身の置かれた環境に関係なく、健やかに成長し、将来にわたって幸せな状態で生活できる「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。こども大綱では、この「こどもまんなか社会」が実現することで、こどもや若者が自分の希望や能力をいかし、結婚や出産も含めた自らの願いを叶えることができるとしています。また、その結果として、少子化対策や未来を担う人材を社会で育てることに繋がり、社会経済の持続可能性を高め、子ども・若者、子育て当事者はもちろん、全ての人を幸せにするとしています。

■ 「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こども大綱では以下の6本の柱を政府におけるこども施策の基本的な方針としています。

- 1 こどもを権利の主体とし、多様な個性を尊重し、最善の利益を図る。
- 2 こどもや子育て当事者の視点を尊重し、対話しながら進める。
- 3 ライフステージに応じて切れ目なく、十分に支援する。
- 4 成育環境を整え、全てのこどもが幸せに成長できるようにする。
- 5 若い世代の生活が安定し、子育てに希望を持てるように取り組む。
- 6 関係省庁や地方公共団体、民間団体等との連携を重視する。

■ また、「こどもまんなか社会」を実現するためには、全てのライフステージで共通する課題や、特定のライフステージに応じた課題や、子育て当事者の支援を念頭に置き、各施策に取り組むことが必要と述べています。

ライフステージを通じて重要なこととして、こどもが権利の主体であることを周知し、多様な体験と活躍の機会をつくり、継続的に保健や医療を提供することに加え、こどもの貧困の解消や児童虐待の防止、自殺や犯罪などからこどもを守る取り組みをあげています。

次に、こどもの誕生前から幼児期では、安心・安全でこどもが成長でき、遊びも充実している環境づくりなどについて、学童期及び思春期では、質の高い公教育や居場所づくり、いじめ防止などについて、青年期では就労・結婚の支援に加えて、若者や家族が抱える悩みへの相談体制整備などについて、三つのライフステージの各段階における取組をあげています。

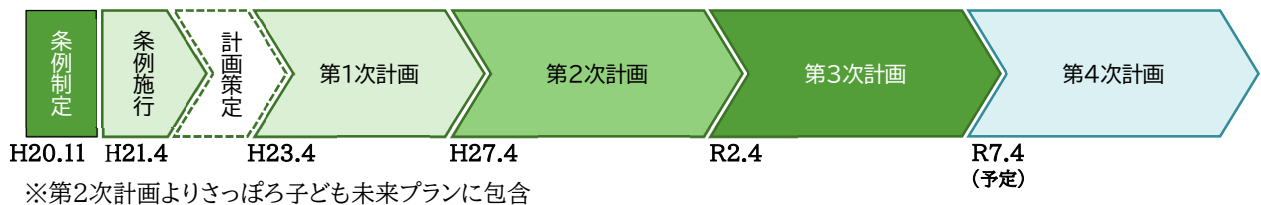
最後に、子育て当事者が経済的な不安や孤立感、仕事との両立に悩むことなく、健康で自己肯定感とゆとりをもって子どもに向きあえることが、子どもの健康や成長には欠かせないということを踏まえ、子育てにかかる経済的負担の軽減や、地域や家庭での子育てと教育の支援、共働き・共育てに向けた取り組みやひとり親家庭への支援について述べています。

第2章 子どもの権利に関する現状

1 第1次計画策定から現在までの状況

この計画では、第1次計画(策定:平成22年度(2010年度)、計画期間:平成23年度(2011年度)～平成26年度(2014年度))及び第2次計画(策定:平成26年度(2014年度)、計画期間:平成27年度(2015年度)～令和元年度(2019年度))、第3次計画(策定:令和元年度(2019年度)、計画期間:令和2年度(2020年度)～令和6年度(2024年度))を策定し、各基本理念のもと、施策に取り組んできました。

計画の実施状況については、毎年度、附属機関である「札幌市子どもの権利委員会」に報告し、点検・評価を行ってきました。また、札幌市議会における報告を経て、市民に公表しています。



(1)第1次計画から第2次計画

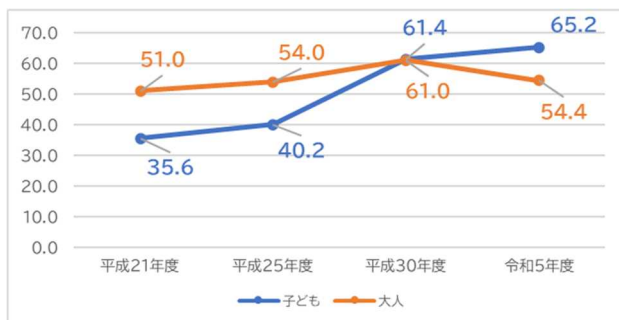
第1次計画及び第2次計画では、「子どもの権利を尊重し、安心できる環境の中で、自立性と社会性を育むまちの実現」を基本理念とし、「子どもの権利を大切にする意識の向上」「子どもの意見表明・参加の促進」「子どもを受け止め、育む環境づくり」「子どもの権利の侵害からの救済」を基本目標に、各種取組を実施しました。

(2)成果指標等の推移

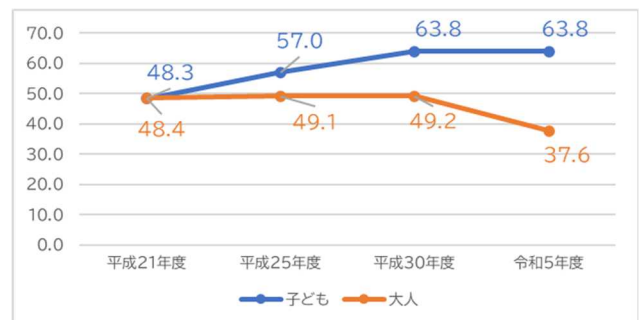
■子どもの権利についての認知度、子どもの権利が大切にされていると思う人の割合

子どもの権利に関することについては、平成21年度(2009年度)以降、子どもは上昇していますが、大人は横ばいまたは低下しています。

【子どもの権利に関する認知度】



【子どもの権利が大切にされていると思う人の割合】



■自分のことが好きだと思う子どもの割合

平成21年度(2009年度)から平成30年度(2018年度)にかけて上昇しましたが、令和5年度(2024年度)で低下しています。

【自分のことが好きだと思う子どもの割合】



2 前計画(第3次計画)の実施状況

令和2年(2020年)3月に策定した前計画では、子ども・子育てに関する総合計画「さっぽろ子ども未来プラン」に合わせ、「子どもの権利を尊重し、子どもの輝きがすべての市民を笑顔で結ぶまち」を基本理念とし、4つの基本施策に沿って各種取組を進めてきました。

(参考)前計画の施策体系

【基本理念】

子どもの権利を尊重し、子どもの輝きがすべての市民を笑顔で結ぶまち

【基本施策】

1. 子どもの権利を大切にする意識の向上
2. 子どもの参加・意見表明の促進
3. 子どもを受け止め、育む環境づくり
4. 子どもの権利侵害からの救済

(1)成果指標の状況

指標	対象	平成30年度 (当初値)	令和4年度	5年度	目標値 (6年度)
自分のことが好きだと思う子どもの割合※1	子ども	67.4%	67.2%	62.4%	80%
子どもの権利についての認知度※1	子ども	61.4%	70.7%	65.2%	75%
	大人	61.0%	65.7%	54.4%	75%
子どもの権利が大切にされていると思う人の割合※1	子ども	63.8%	61.7%	63.8%	70%
	大人	49.2%	49.6%	37.6%	65%
いじめなど不安や悩みを身近な人などに相談する子どもの割合(目標値は令和5年度)※2	小学生	93.5%	94.1%	94.2%	96%
	中学生	88.1%	89.4%	90.5%	90%
	高校生	87.9%	94.1%	94.2%	90%

※1 平成30年度、令和5年度は「子どもに関する実態・意識調査」(R5:n=1,679)結果。令和4年度は中間年の参考値として実施した「子どもに関するアンケート調査」結果。子ども未来局が実施。

※2 「札幌市教育振興基本計画」の成果指標。「悩みやいじめに関するアンケート調査」結果。教育委員会が実施。

(2)主な取組結果

■ 子どもの権利を大切にする意識の向上

さっぽろ子どもの権利の日事業に加え、子どもの権利普及ポスターやラジオでの広報など、広く市民に向けた子どもの権利の普及・啓発を実施したほか、子どもの権利条例パンフレットを小学4年生、中学1年生に配布したり、令和2年度から新たに乳幼児保護者向けリーフレットを3歳児クラスの保護者に配布したりするなど、子どもや保護者等に対する理解促進の取組を実施しました。

■ 子どもの参加・意見表明の促進

市政やまちづくりへの子どもの参加・意見表明の機会として「子ども議会」や「子どもからの提案・意見募集ハガキ」を実施し、その結果を子どもの権利広報紙に掲載し配布することで、市政や

地域における子どもの参加や意見表明の取組を促進しました。

■ 子どもを受け止め育む環境づくり(子どもの安心)

子ども食堂など子どもの居場所づくり活動や子どもの状況把握、見守りの活動に取り組む団体に対し、活動にかかる経費を一部補助しました。また、いじめ対策・自殺予防事業としてアンケート調査の実施や相談窓口及び教員研修を充実させたほか、潜在化しがちなヤングケアラーを早期に発見し、支援につなげていくため、研修等による理解促進やヤングケアラーが気軽に相談できる場を提供するなど、子どもが安心して暮らせる環境づくりを進めました。

■ 子どもの権利侵害からの救済

子どもの権利救済機関である「子どもアシストセンター」において、各種広報や出前講座を通して、相談窓口の周知とともに、子ども同士の相互理解や子どもの不安への保護者等の気づき・声かけの意識向上を図ったほか、より多くの子どもの声をくみ取ることができるよう、無料通信アプリ「LINE」による相談方法を導入し、いつでも気軽に相談できる環境づくりを進めました。

(3)前計画の総括

平成20年11月の条例制定後、平成22年度に第1次札幌市子どもの権利に関する推進計画を策定し、子どもにやさしいまちに向けて取り組みを進めてきました。前計画期間においても、前述のとおり取り組んできましたが、成果指標が目標値に達していないものがあります。前計画期間中の令和2年頃から、世界規模で新型コロナウイルス感染が拡大し、社会経済活動が大きく制限されました。これにより、子どもや若者においても様々な体験の機会が失われたり、地域活動が制限されたりするなどの影響がありました。これによって、子どもの権利に触れる機会が減少したことが目標値に達しなかった要因の一つと考えられます。

自己肯定感に関連する項目の一つである「自分のことが好きだと思う子どもの割合」について、この5年間で当初値(平成30年度)に比べて低下しています。一方で、他の関連項目である、「自分という存在を大切に思える」と答えた割合は73.2%、「自分には様々な可能性があると思う」と答えた割合は69.0%など、肯定的な回答割合が高くなっています。

自己肯定感は、関連する、充実感、将来への希望、チャレンジ精神など、総合的に捉える必要があります。いずれも年齢や家庭環境など様々な事柄に影響されるものではありませんが、コロナ禍により子どもたちの活動が制限されたことも、数値の変動に影響を及ぼしている可能性もあると考えられます。そのため、子どもが成功体験等を感じられるような、様々な体験や参加の機会を確保していくとともに、子どもの意見反映の取組の更なる促進を図る必要があるものと考えます。また、挑戦する機会そのものが減少してしまったことで、子ども・若者の意識醸成に影響したものと考えられることから、子ども・若者にとっての多様な遊びや体験、活躍できる機会づくりを進め、挑戦や粘り強く取り組む機会の確保に引き続き努める必要があります。

また、「子どもの権利の認知度」については、子どもで上昇している一方、大人で低下しています。さらに、「子どもの権利が大切にされていると思う人の割合」では、子どもで横ばい、大人の値が減少しています。中でも、大人において「わからない」と答えた割合が大きく増加しています。このため、子どもや保護者はもとより、子どもと関わりのない市民を含め、子どもの権利の広報啓発や理解促進に取り組み、より一層子どもの権利が大切にされる社会を目指す必要があります。

近年、こども基本法の制定やこども家庭庁の発足、こども大綱の発出など、国を挙げて「こどもまんなか社会」の実現に向かって大きく動きだしており、これまで以上に子ども・若者への支援が求められているところです。また、子ども・若者を取り巻く環境は大きく変化しており、ヤングケアラーや困難を抱える若年女性への支援など、前計画策定後、新たに顕在化した課題についても、解決に向けた取組が必要です。さらに、地域資源を活用しながら社会全体で子ども・若者を支えていくためには、教育・保育、青少年育成や児童養護施設等に関わる職員の育成も重要です。

これらのことを踏まえ、本計画期間においては、こども基本法やこども大綱の理念や考え方を前提としつつ、後述する子どもに関する調査結果も踏まえた札幌市における課題について、取組を着実に進める必要があると考えます。

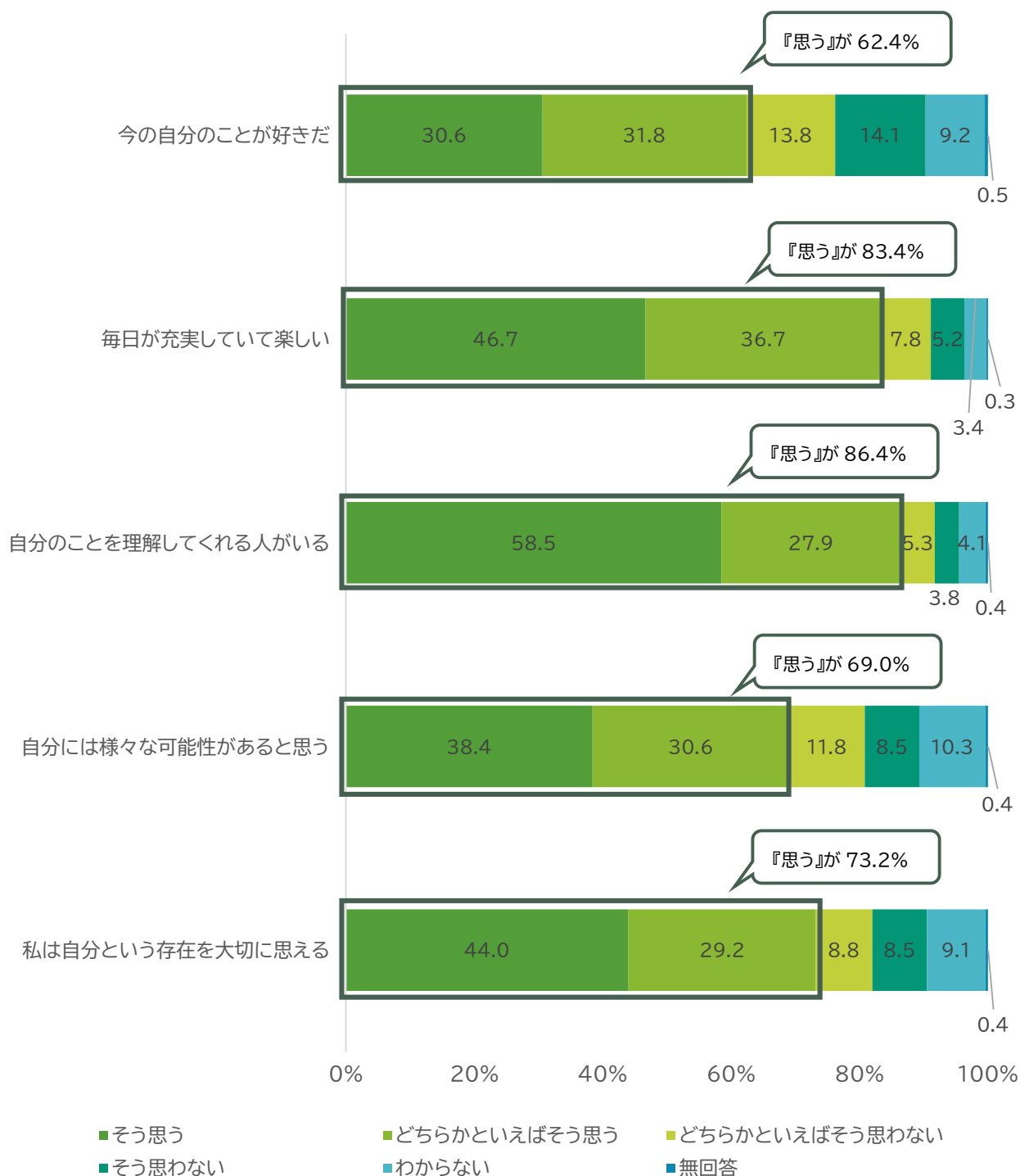
3 子どもの権利に関する現状(子どもに関する実態・意識調査結果等から)

■子どもの意識(自己肯定感等)

令和5年度(2023年度)の調査の結果、平成30年度(2018年度)に比べ、「自分のことが好き」と思う子どもの割合は低下しています。(平成30年度:67.4%、令和5年度:62.4%)

一方、「毎日が充実していて楽しい」「自分のことを理解してくれる人がある」「自分という存在を大切に思える」などの関連項目で、肯定的な回答の割合は高くなっています。

図1 子どもの自己肯定感等(n=1,679人)



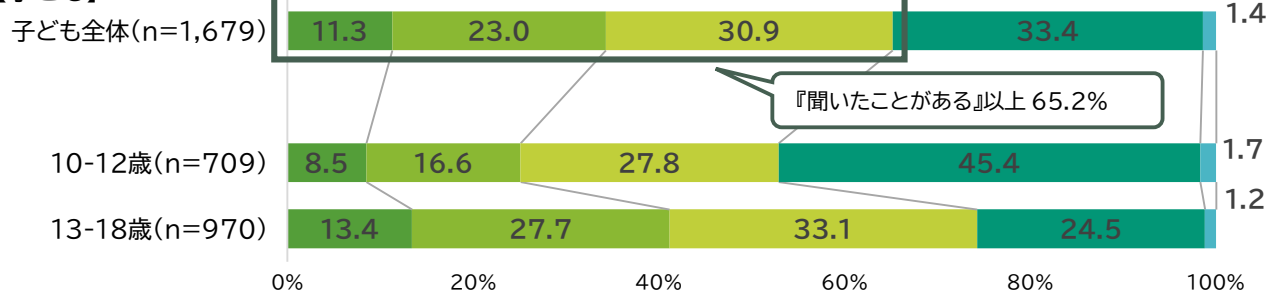
■子どもの権利の普及・啓発

令和5年度(2023年度)の調査の結果、平成30年度(2018年度)に比べ、子どもの権利の認知度(「聞いたことがある」以上)は、子どもは上昇し、大人は減少しています。(平成30年度:子ども 61.4%、大人 61.0%、令和5年度:子ども 65.2%、大人 54.4%)

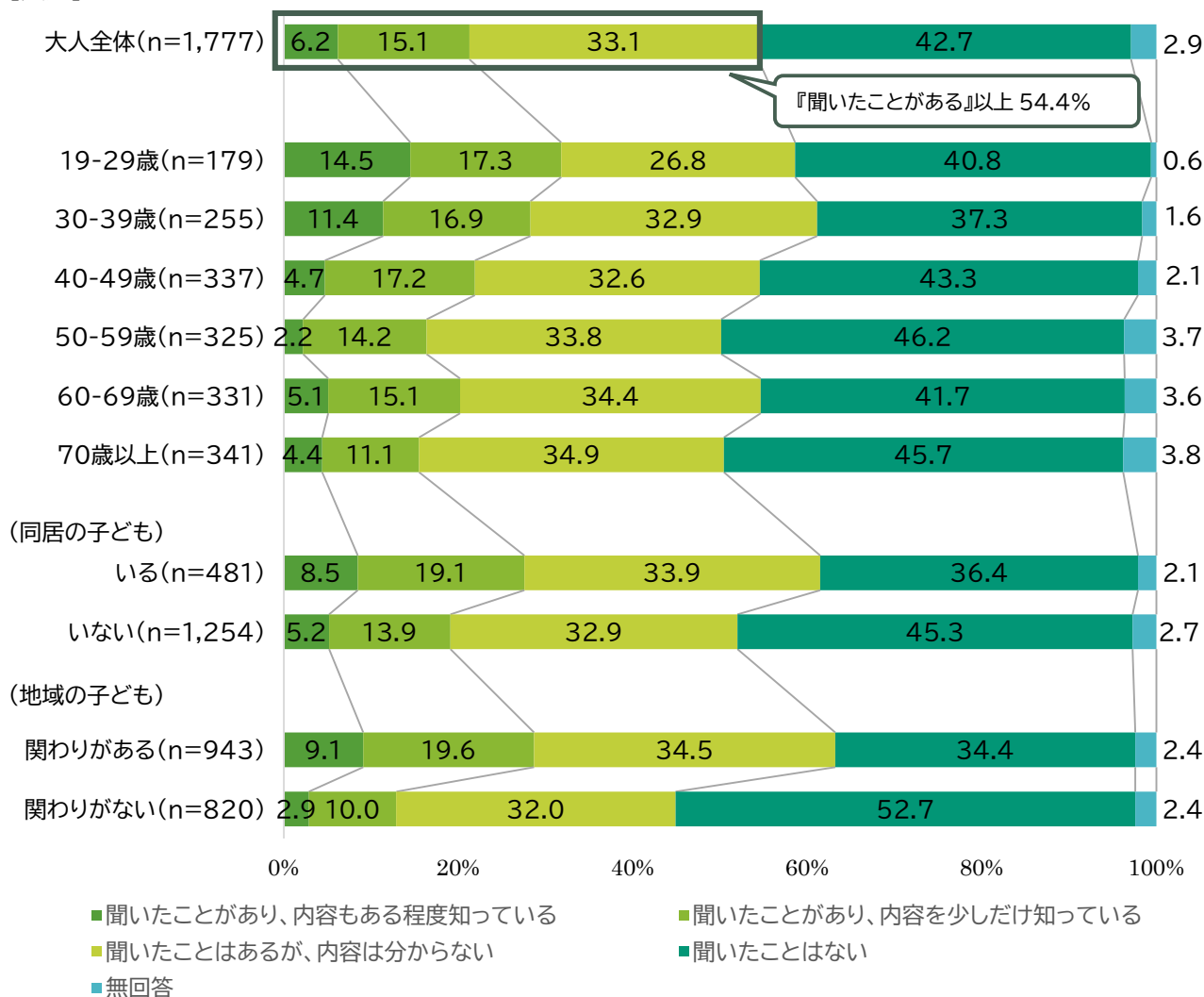
子どもは10-12歳より13-18歳の認知度が高く、大人は年代別では19-20代、30代の若年層が、状況別では同居する子どもがいる、地域の子どもの関わりがある人の認知度が高く、特に、地域と関わりの有無による認知度の差が顕著となっています。

図2 子どもの権利の認知度

【子ども】



【大人】



■子どもの権利の保障

令和5年度(2023年度)の調査の結果、平成30年度(2018年度)に比べ、子どもの権利が大切にされていると思う人の割合は、子どもは横ばい、大人は低下しています。(平成30年度:子ども63.8%、大人49.2%、令和5年度:子ども63.8%、大人37.6%)

より大切にしてほしい権利として、「命が守られ、平和と安全のもとに暮らすこと」「いじめ、虐待、体罰などから守られること」は子ども・大人ともに回答が多く、「安心して暮らせる社会」と「権利侵害からの救済」の必要性がうかがえます。

「学び、遊び、休息すること」「プライバシーが守られること」「仲間をつくり、集まること」は子どもと大人で回答に違いが見られ、子どもはひとりの人間として尊重され、子どもとして豊かに育つための経験を重要視している傾向がうかがえます。

図3 子どもの権利が大切にされているまちだと思うか

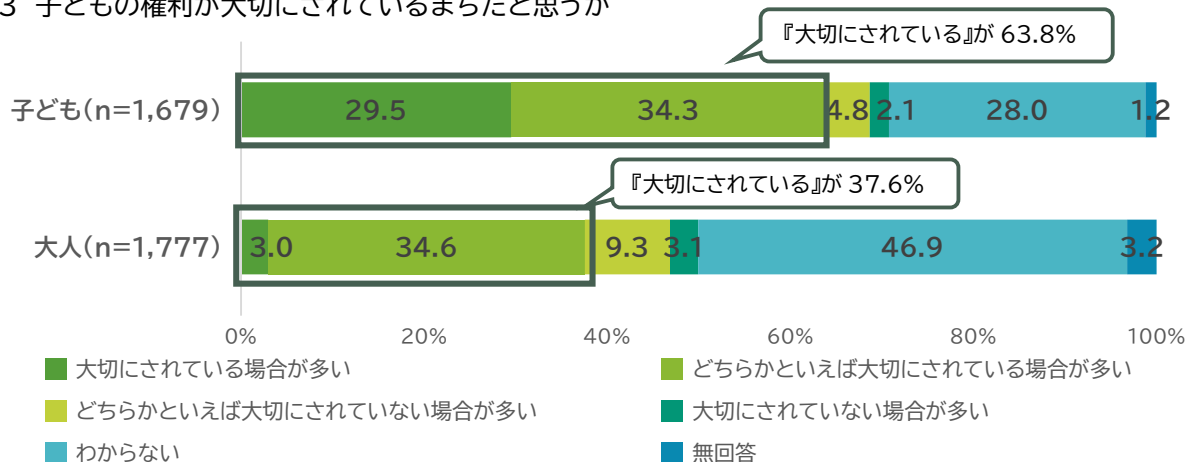
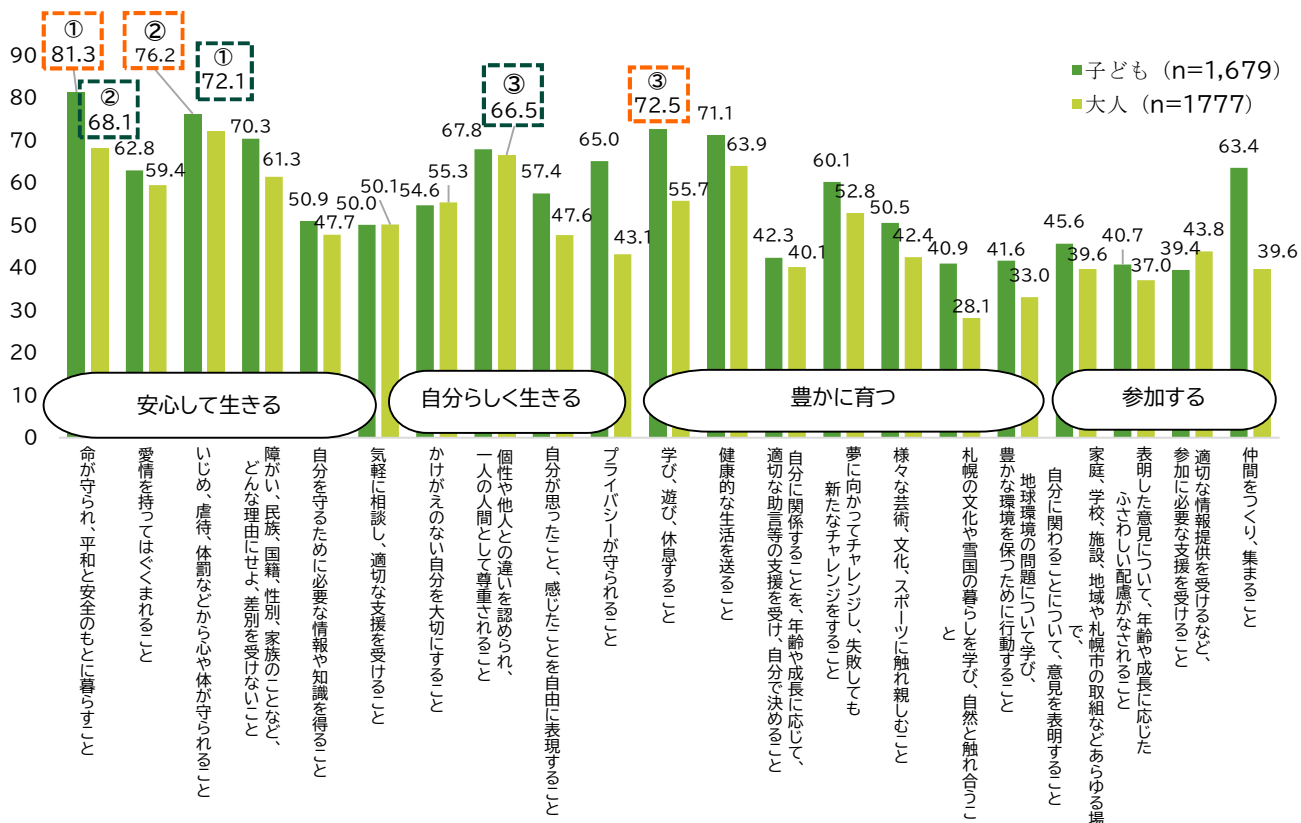


図4 【子ども】大切にしてほしい権利(複数回答) 【大人】大切にしていける必要がある権利



■子どもの参加・体験機会・意見表明

子どもの参加の取組では、自然・文化・スポーツ体験の機会が多く、職業体験や社会体験、まちづくりやボランティア活動の機会、気軽に過ごせる居場所は十分ではないとの傾向があります。

また、意見表明の機会では、家庭や学校における意見表明の機会は比較的ありますが、地域や札幌市政については、「機会はない」や「特に言いたいことはない」の割合が高くなっています。

図 5 子どもを対象とした参加の取組や環境について

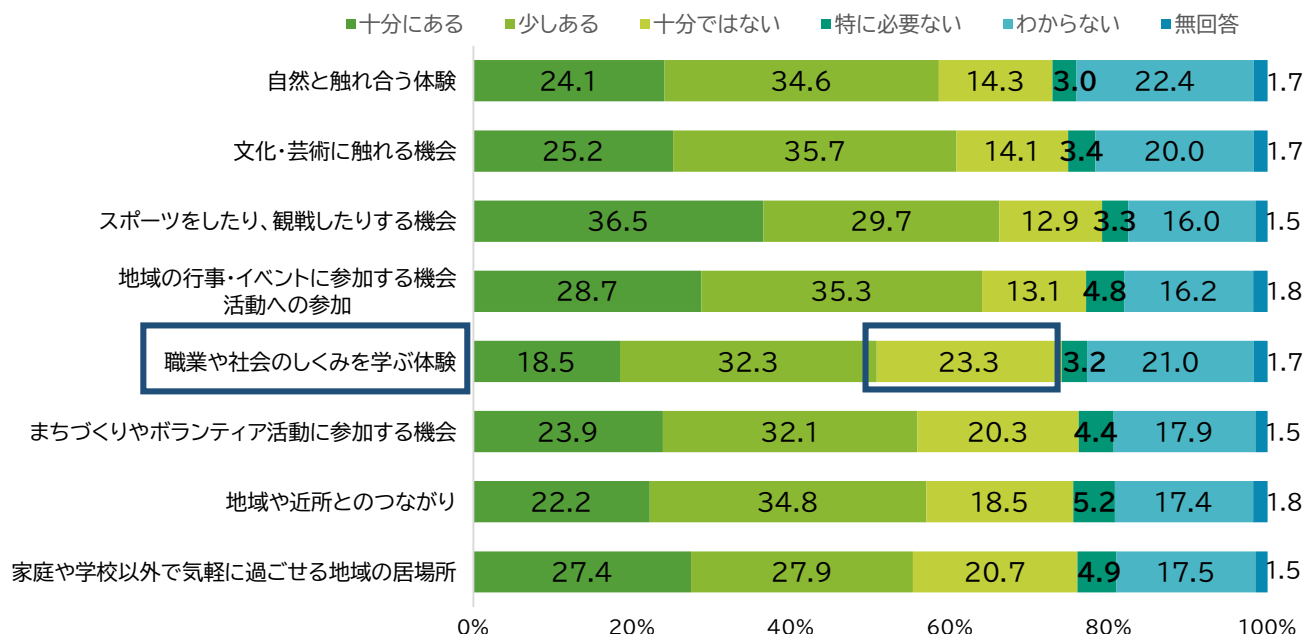
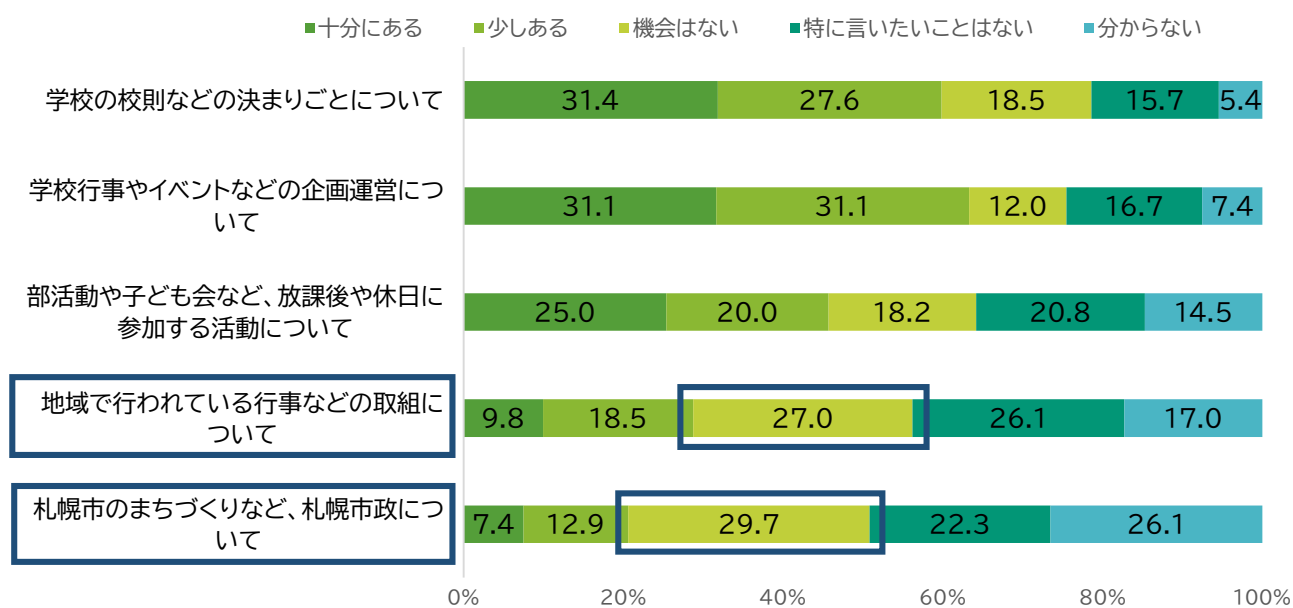


図 6 自分の考えや思いを伝える機会はあるか



■子どもの悩みや困りごとの相談相手

大半の子どもは悩みや困りごとの相談を、家族や友達、先生など身近な人に相談できている一方、相談できる人はいない、誰にも相談しようと思わないと回答した子どもが一定数います。

悩みを相談しようと思わない理由としては、「相談しても状況が変わらない」、「悩みを理解してもらえない」の回答割合が高くなっています。

図 7 悩みごとの相談相手(n=1,679)

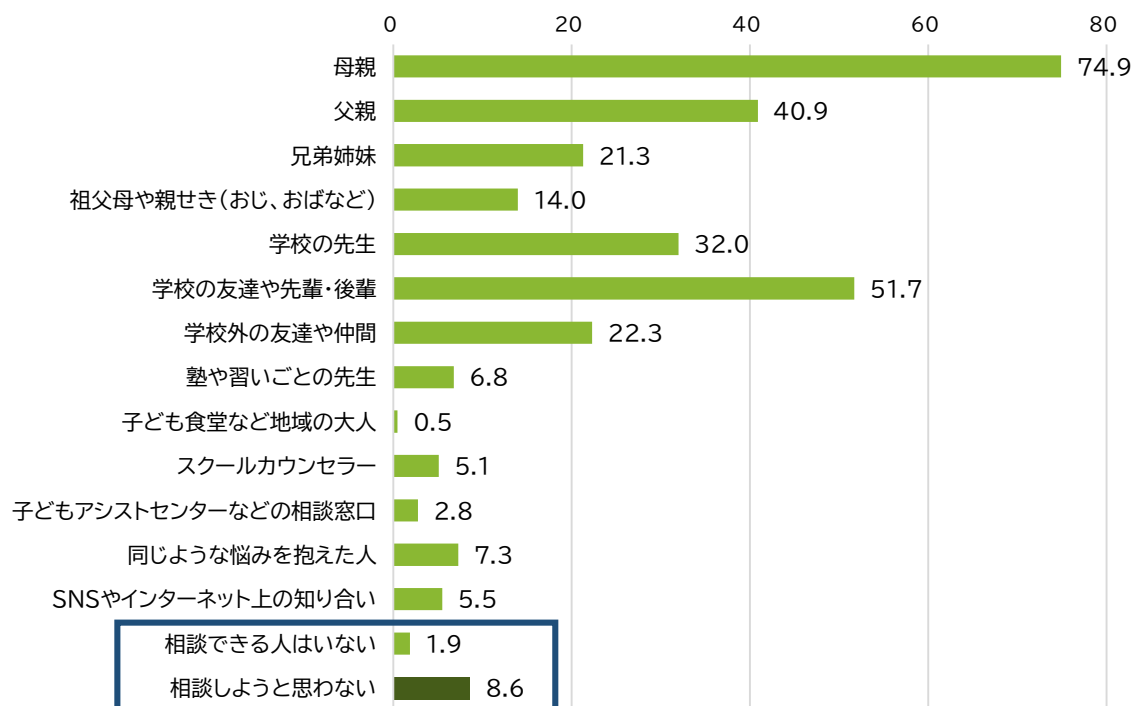
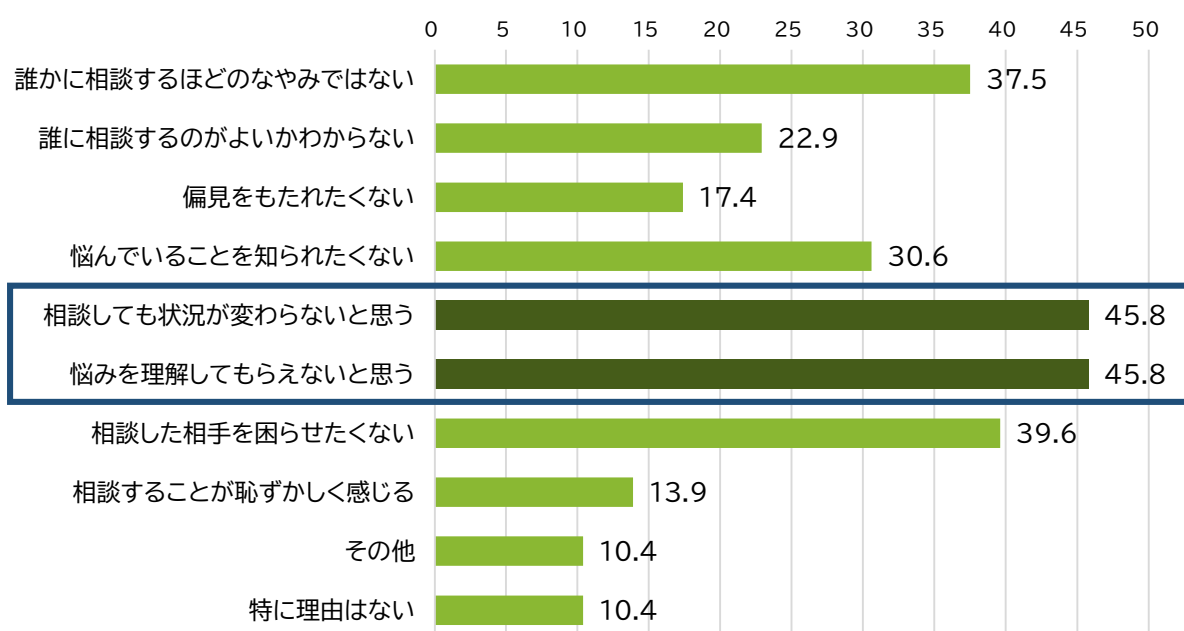


図 8 相談しようと思わない理由(n=144)



■子どもの権利侵害からの救済(子どもアシストセンター)

令和5年度(2023年度)の調査の結果、平成30年度(2018年度)に比べ、子どもアシストセンターの認知度(「聞いたことがある」以上)は、子ども・大人ともに低下しています。(平成30年度:子ども62.1%、大人33.8%、令和5年度:子ども56.0%、大人27.6%)

子どもは10-12歳より13-18歳の認知度が高く、大人は、同居の子どもがいる、または地域の子どもと関わりがある場合に比較的認知度が高くなっています。

相談件数は増減を繰り返しながら増加傾向にあり、特に LINE での相談が大きく増加しています。相談内容については、子どもからは友人関係や精神不安に関して、大人からは親子・兄弟関係や養育・しつけやいじめに関しての相談が多く寄せられています。

図9 子どもアシストセンターの認知度

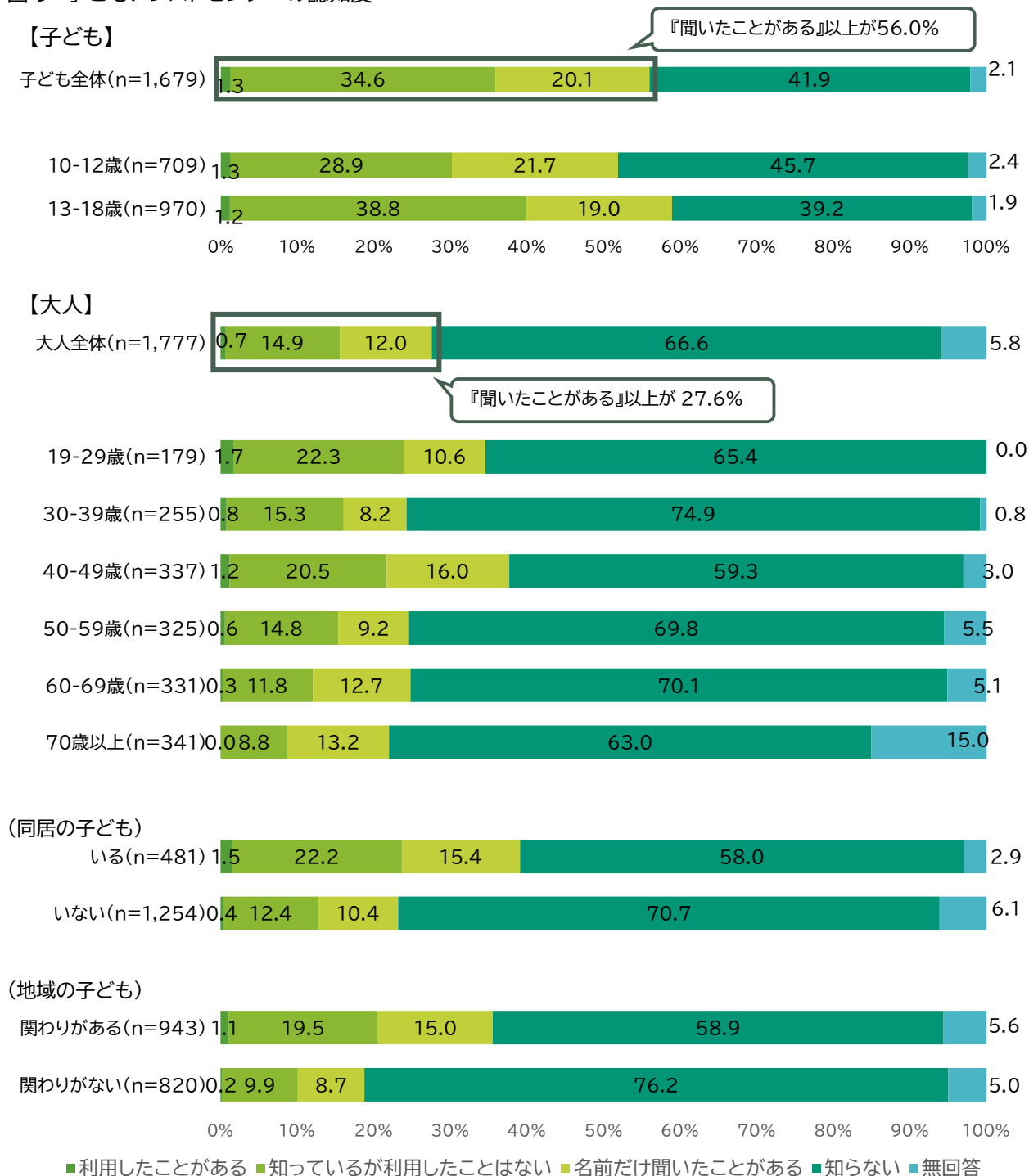


表 1 相談延べ件数の推移と相談方法

年 度	LINE	電 話	Eメール	面 談	その他	合 計
R1	498 件	1,500 件	867 件	196 件	1 件	3,062 件
R2	813 件	1,516 件	770 件	128 件	3 件	3,230 件
R3	736 件	1,464 件	537 件	140 件	9 件	2,886 件
R4	1,144 件	1,105 件	379 件	72 件	5 件	2,705 件
R5	1,692 件	1,125 件	317 件	98 件	6 件	3,238 件

表 2 主な相談内容

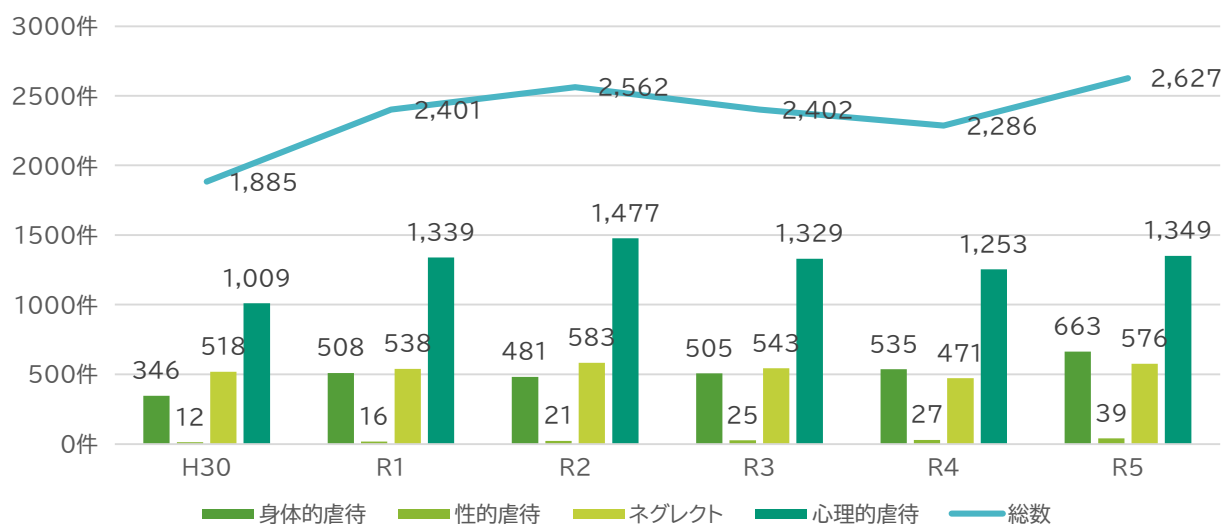
令和5年度相談件数:延べ件数 3,238 件(実件数 1,144 件)

	子どもからの相談 2,311 件	大人からの相談 927 件
① 友人関係	489件(21.2%)	親子・兄弟関係 85件(9.2%)
② 精神不安	456件(19.7%)	養育・しつけ 74件(8.0%)
③ 親子・兄弟関係	158件(6.8%)	いじめ 74件(8.0%)
④ 学習・進路	88件(3.8%)	子どもと教師の関係 69件(7.4%)
⑤ 不登校	81件(3.5%)	不登校 66件(7.1%)

■児童相談所における相談業務の状況

札幌市児童相談所における児童虐待認定件数は、増減を繰り返しながら減少傾向となっていました。令和5年度(2023年度)は増加傾向に転じています。また、虐待の内容別では、心理的虐待が最も多くなっており、全ての年度において全体の50%以上となっています。

図 10 児童虐待認定件数の推移



4 前計画及び調査結果等を踏まえた取組の方向性

前計画の総括や各種調査等を通じて確認された現状を踏まえ、札幌市における子ども・若者施策の課題及び推進に関する方向性について、以下のとおり整理しました。

(方向性1) 子ども・若者の権利を推進します

- 子どもの権利の認知度は大人で低下しており、中でも子どもと関わりのない大人の認知度が低い傾向にあります。また、子どもがより大切にしてほしい権利について、一人の人間として尊重され、子どもとして豊かに育つための経験を重要視している傾向があります。こどもまんなか社会に向け、子どもの権利の認識を広げていくためには、世代や状況に応じた効果的な普及・啓発の取組を着実に進める必要があります。(図2、4)
- 子どもが様々な体験をし、経験や成功体験を積み重ねていくことができるよう、職業体験や社会体験などの多様な体験機会や、地域・札幌市政等における子どもの主体的な参加機会の充実が求められています。(図5)
- 子どもが地域や市政について意見を言う機会が少ない傾向が見られることから、インターネット等を活用するなど、子ども・若者が意見表明しやすい取組を進めるとともに、子ども・若者の意見を市政に反映していく取組の促進が必要です。(図6)
- 多くの子どもが悩みや困りごとを相談している一方、相談しようと思わない子どもが一定数いることから、子ども・若者の抱える困難に周囲の大人が気づき、その思いや願いを汲み取り、十分な配慮を行うことが重要であるとともに、多様な悩みを安心して相談できる体制づくりが求められています。(図7、8)
- いじめや虐待などの権利侵害に苦しむ子どもがいる一方で、子どもを権利侵害から迅速かつ適切に救済するための機関である「子どもアシストセンター」の認知度は低下していることから、当該機関を周知する取組を進めるとともに、他の相談機関と相互に連携して適切に対応するなどの権利救済体制の強化が必要です。(図9、10)

(方向性2) 配慮を要する子ども・若者を含めた、全ての子ども・若者が幸せに生活できるよう取り組みます

- 不登校児童数及び生徒数については小学校、中学校ともに年々増加しており、いじめの認知件数も増加傾向にある状況のため、子どもが抱える困難への大人の気づきや支援、未然に防ぐ取組などが求められます。
- 児童虐待認定件数は令和2年度以降低下傾向でしたが、令和5年度は増加しています。また、児童福祉施設への措置児童数が減少傾向にある一方、里親等への措置児童数は増加傾向にあり、児童虐待の防止対策と社会的養護の推進に向けた取組を進める必要があります。
- 「ヤングケアラーに関する実態調査」では、中学生では4.3%、高校生では4.1%が、自分がお世話をしている家族が「いる」(≡ヤングケアラーである)と回答していることから、ヤングケアラーを早期に発見し支援につなげるため、子ども自身にヤングケアラーの周知・広報を行うとともに、子どもや家庭と関わる周囲の大人に対する理解促進の取組が求められます。

本計画では、これらの課題を踏まえ、今後のより一層の子どもの権利の保障のために、施策の推進を図っていきます。

コラム③ 子どもが考える未来のさっぽろ

【さっぽろティーンズ委員会】

子どもにやさしいまちを進めるためには、子どもの思いや考えを受け止め、子どもの視点に立って考えるとともに、子ども・若者の意見を反映していくことが大切です。本計画の策定にあたり、子どもにやさしいまちはどのようなまちか、そのためにはどうしていくべきか、公募で選ばれた中高生からなる「さっぽろティーンズ委員会」に考えてもらいました。

検討にあたっては、市内の子どもから提案・意見募集ハガキで募集した「子どもにやさしいまち」の意見に加え、他都市の子どもたちとの意見交換も参考にし、意見をまとめました。

ア 概要

「子どもにやさしいまち」について考え、話し合った結果をまとめました。話し合いに当たっては、「子どもからの提案・意見募集ハガキ」等で提案された「子どもにやさしいまち」の意見も取り入れ、検討を進めました。

考えた内容は、令和6年10月13日(日)に東京都で開催された、こどもシンポジウム「TEENS SQUARE」で発表し、東京都、千葉県千葉市、宮城県富谷市の子どもたちとの意見交換を踏まえ、最終的な子どもが考える「子どもにやさしいまち」の提言をまとめました。

イ 参加者

市内の中学生から高校生：6名

ウ 活動内容

○私が考える「子どもにやさしいまち」の検討(全5回)

「子どもにやさしいまち」がどんなまちか考え、話し合った結果をまとめ、こどもシンポジウム「TEENS SQUARE」での発表資料を作成しました。このほか、シンポジウムで放映する札幌市の紹介動画も作成しました。



○こどもシンポジウム「TEENS SQUARE」の参加

10月12日(土)～13日(日)東京都で開催されたこどもシンポジウム「TEENS SQUARE」に、札幌代表として参加しました。ユニセフハウスを見学したほか、シンポジウムでは「子どもにやさしいまち」を発表し、東京都、千葉県千葉市、宮城県富谷市の子どもたちと意見交換を行いました。



○子どもが考える「子どもにやさしいまち」まとめ

こどもシンポジウム「TEENS SQUARE」の意見交換を踏まえ、改めて子どもが考える「子どもにやさしいまち」をまとめました。

子どもが考える子どもにやさしいまち

子どもが権利を自覚し、守られるまち

子どもが「自由に意見を発信できる」「その意見を大人が受け止めてくれる」環境をつくるのが大切。そのためには子ども自身が意見を発信する権利があると自覚し、周りもその権利を認めることが必要になる。

まずは、「大人が聞いてくれる」と感じられる環境を目指すことで、子どもが自信をもって自分の意見を発信することに繋がる。

こころとからだを守られるまち

子どものこころやからだを守るために重要なことは、大人や地域が配慮をすること。通学路の見守りなど子どもの安全のサポートや、子どもが「自分のありのままの姿を受け入れてもらえる」と感じられるよう、子どもが話しやすい環境づくりが大事。

子どものコミュニケーション力を上げるためにも、大人と子どもが交流できる機会を増やすといい。

安心・安全なまち

子どもにやさしいまちには、「安心・安全なまち」であることが柱となり、一番大切であると考えました。



子どもが安心して過ごすことができるまち

子どもは居場所が各々にあることで安心することができる。居場所の重要性を理解し、子どもが実際に行ってみることができるよう、行きやすい環境づくりも大切。

全ての子どもが安心できる居場所を見つけ、心から楽しいと感じて生活することができるよう、一人も取りこぼさないまちを目指せるといい。

夢や将来を自由に選べるまち

子どもが夢や希望を持つことは、子どもの幸せや自信・自己肯定感アップにつながる、なくてはならないもの。そのため、成功体験や成長につなげられるよう、子どもや大人が学び、経験できる場所を作り、広めていくことが大切。

また、頑張る子どもが安心して挑戦できるよう、夢や目標に肯定的な考え方を広めることも大切。

●さらに、他都市との交流を受けて・・・

意見を述べ、反映されるまち

自分の意見に共感してもらうことで、安心して意見を述べることができる。さらに、子どもの意見を反映するように努めることで、もっと意見を言いやすい雰囲気を作る。子どもがまちづくりについて提案し、いつでも子どもの意見を聞くことができるような環境づくりが重要。

環境にやさしいまち

子どもにやさしいまちでは環境を大切にする取組を進めることも重要。ゴミ拾いイベントなど、子どもが主体となって環境を守る取組を進めることも大切。「サーキュラー・エコノミー」など、企業と連携して、環境にやさしいまちづくりを進めていけるといい。

第3章 計画の推進体系

1 基本理念

子ども・若者の権利を尊重し、
子どもと若者の輝きが全ての市民を笑顔で結ぶまち

前計画では、基本理念を「子どもの権利を尊重し、子どもの輝きがすべての市民を笑顔で結ぶまち」とし、計画を推進してきました。

本計画では、この理念を引継ぎ、子どもだけではなく若者が射程に入ることを明確にするため「若者」の表現を加え、「子ども・若者の権利を尊重し、子どもと若者の輝きが全ての市民を笑顔で結ぶまち」を基本理念とします。

基本理念の礎としているこの権利条例の前文には、子どもは誰もがかけがえのない存在で生まれながらにして「権利の主体」であり、大人は、「子どもの最善の利益」を考慮したうえで、子どもとともに考え、支援していく責務があると述べられています。また、子どもの権利の保障を進めることにより、子どもが、自ら考え、責任を持って行動できる大人へと育つ環境が整えられること、子どもにかかわる取組全般に子どもの視点を取り入れること、そして、子どものまちづくりへの参加を積極的に進めることなどにより、子どものみならず、全ての人にやさしいまちづくりが進められることが表されています。

また、令和5年(2023年)12月に発出されたこども大綱では、「こどもまんなか社会」(全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会)を目指しており、この社会の実現は、「子どもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての人にとって社会的価値が創造され、その幸福が高まることにつながる」としています。

全ての人の幸福が高まることにつながる「こどもまんなか社会」は、札幌市が目指す子どもと若者が輝き、全ての市民を笑顔で結ぶ、全ての人にやさしいまちと同じであり、これを推進するため、子どもの権利保障に関する施策を展開していきます。

2 基本的な方針

基本理念に基づき、各施策に取り組む際に、常に意識して取り組むべき4つの「基本的な方針」について、次のとおり定めます。

《方針1 子ども・若者と子育て当事者の視点》

子ども・若者を権利の主体として認識し、その最善の利益が図られるよう取り組みます。また、子ども・若者と子育て当事者の視点を尊重し、意見を聴きながら、ともにこどもまんなか社会に向けた取組を進めます。

《方針2 貧困と格差の解消を図り、全ての子ども・若者が自分らしく幸せに生活できる環境づくり》

様々な要因により困難を抱えやすい子ども・若者を含め、全ての子ども・若者が各自の置かれた環境に左右されることなく挑戦の機会に恵まれ、自分らしく幸せに生活できるようにしていきます。

《方針3 ライフステージに応じて切れ目なく支える》

子どもたちが健やかに育ち、円滑な社会生活を送ることができる大人へと成長できるよう、ライフステージを通じた切れ目のない支援を行います。

《方針4 地域資源の活用と組織横断的な連携により社会全体で支える》

多様なニーズを抱える子ども・若者及び子育て当事者に対し、地域の様々な社会資源の活用や、市役所内、関係省庁、他自治体等との横断的な連携により、支援が総合的につながる取組を進めます。

3 基本目標

本計画では、第2章に掲げる前計画の総括及び実態・意識調査を踏まえた子ども・若者を取り巻く状況や課題を考慮の上、基本理念を実現するため、次の目標を設定し、各施策を展開していきます。

《基本目標1 子どもの権利の推進とライフステージを通じた環境の充実》

子どもの権利を大切にする社会に向けた取組のほか、様々な要因により困難を抱えやすい子ども・若者を含め、全ての子ども・若者が安心して過ごせる環境の充実を図ります。

《基本目標2 ライフステージの各段階における環境の充実》

各ライフステージ特有の課題の解消を図るため、子どもの誕生前から幼児期、学童期、思春期、青年期の各段階における環境の充実を図ります。

4 成果指標等

本計画の実施状況について、客観的な視点から点検・評価し、更なる施策や事業の充実につなげていく指針として、成果指標を定めます。併せて、基本目標の達成に向け、どのような資源を投入し、どのような活動を行ったかを表す活動指標を設定します。

(1)成果指標

指標項目		現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
子どもの権利が大切にされていると思う人の割合	子ども	63.8%	70.0%
	大人	37.6%	65.0%
自分には様々な可能性があると思う子どもの割合		69.0%	75.0%
いじめなどの不安や悩みを身近な人などに相談する子どもの割合		93.1%	96.0%

(2)活動指標

指標項目		現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
子どもの権利についての認知度	子ども	65.2%	75.0%
	大人	54.4%	75.0%
市政への子どもの参加の取組の実施件数		38件	90件
子どもコーディネーターが新たに支援・見守りを行った子どもの総数		253人	1,270人

※活動指標の目標値は、第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2023(計画期間:令和5年度～令和9年度)を踏まえ、令和9年度までの指標を設定している。なお、毎年度、計画の進行管理をする中で、令和10年度以降の指標の再設定等の検討を行うこととする。

第4章 具体的な施策の展開

本計画は、(仮称)第5次さっぽろ子ども未来プランの基本目標1・2のうち、子どもの権利の推進に関連する事業を抜粋し構成しています。

以下、子どもの権利保障や当事者の視点に立った子ども・若者施策をより一体的に推進するため、目標達成に向けた施策の方向性や、具体的に取り組む主な事業等を掲載します。

また、施策ごとにSDGsのゴールを示します。

アクションプラン2023掲載事業については、事業・取組名欄にアクションプラン2023における事業区分を示しています。

<新規>…アクションプラン2023より新たに実施となった事業

<レバ>…アクションプラン2019計画事業等の内、アクションプラン2023から取組を強化・拡充した事業

<継続>…アクションプラン2019計画事業等の内、アクションプラン2023において取り組み内容に変化なく、継続して実施している事業

基本目標1 子どもの権利の推進とライフステージを通じた環境の充実

1 子どもの権利を大切にする社会に向けた取組

子どもの権利を大切にする「こどもまんなか社会」に向けては、子ども自身が子どもの権利を理解し実践するとともに、子どもを育て、子どもとともに社会をつくる大人が、子ども・若者を権利の主体として認識し、子ども・若者の視点に立ち、その最善の利益を第一に考え行動していくことが必要です。そのために、子どもの保護者など子どもと関わりのある大人だけでなく、子どもと関わりのない大人も含む広く市民に認識が広がるよう、様々な工夫や働きかけを行い、地域や学校等とも連携しながら重層的・継続的に効果的な広報に取り組んでいきます。

併せて、子ども自身の子どもの権利の普及と理解の向上のため、子どもの年齢や発達に応じた取組をはじめ、学校等とも連携した上で、出前講座や子どもの主体的な参加と子ども同士が支え合う活動等を通じて子どもが自他の権利の尊重について実践的に学ぶ取組を進めていきます。

そして、子どもが自分らしく伸び伸びと成長していくためには、社会全体で子どもを育むことが必要であり、年齢とともに変化していく生活状況や人間関係に応じて、安心して暮らせる「地域」や「学校」などの環境づくりが不可欠です。

地域は、子どもにとって身近で大切な遊びや学びの生活の場であり、子どもの健全な育成に資するよう、子どもの安心・安全を確保するための地域ぐるみの活動や環境づくりを推進していきます。

また、学校における教育相談体制を充実させるとともに、子どもの状況に応じた多様な学びを支える環境の充実を図り、子どもが安心して暮らし、学ぶことのできる環境づくりを進めます。

加えて、子ども・若者同士や地域等との交流、社会参加のきっかけづくりを行うほか、子ども・若者の多様な学びの機会を提供するとともに、子ども・若者が安心して過ごすことができる地域と居場所づくりを進めることで、周囲の大人が子どもを見守り、困難を抱える子どもに気づき、支援へつなげられる体制づくりを促進します。

その上で、いじめや虐待などの権利侵害に苦しむ子どもに対しては迅速かつ適切な救済が求められることから、子どもの権利救済機関「子どもアシストセンター」の効果的な広報に取り組むとともに、子どもが安心して気軽に相談できる体制づくりを官民相談機関と連携を図りながら進めます。

さらに、誰もが互いにその能力や個性を認め合い、多様性が強みとなる社会（共生社会）の実現に向け、全ての子ども・若者が自分らしく暮らし、能力を発揮できるよう、それぞれの違い等について理解を深め、互いに尊重し合う意識の向上に取り組めます。

<SDGs>



■全ての市民を対象とした子どもの権利の普及・啓発

<主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
「さっぽろ子どもの権利の日」事業	権利条例第5条で定める「さっぽろ子どもの権利の日（11月20日）」を中心とした期間に、他の子ども・子育て関連事業とも連携しながら、子どもの権利の理解向上や子どもの参加促進など、子どもの権利の普及に資する事業を実施します。	子)子ども育成部
広く市民に向けた広報啓発	子どもとの関わりの有無によらず、子どもの権利について触れ、学ぶことができるよう、様々な機会を捉えた普及啓発を進めます。	子)子ども育成部
施設職員など子どもに関わる大人の意識向上	学校や幼稚園・保育所、児童会館などの子どもと関わる大人を対象に、子どもの権利に関する解説資料等の配布や出前講座等により意識を向上し、子どもを取り巻く課題への気づきや支援、相談体制の充実につなげていきます。	子)子ども育成部
保護者等へ向けた普及啓発	子どもの年齢に応じ、様々な機会を捉えた働きかけを行い、幼稚園・保育所、学校等との連携も図りながら広く子どもの権利への理解が進むよう普及啓発を進めます。	子)子ども育成部

■子ども自身の子どもの権利に関する理解促進や人権教育の推進

<主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
子ども向け広報等の充実	子どもの権利について子ども自身の理解の向上を図るために、子ども向け広報紙「子ども通信」等において子どもの権利に関する取組事例を発信するとともに、子どもに関わる様々な施策や事業においても、子どもにわかりやすく、親しみやすい情報発信を進めます。	子)子ども育成部
小・中学生向けパンフレットの活用	子ども同士の支え合い(ピア・サポート)や意見交換などの実践的な内容で、学校の授業等でも活用できるパンフレットを小中学生に配布し、子どもの権利の理解と実践のための子ども自身の学びを推進します。	子)子ども育成部
子ども向け出前講座等の実施	子ども同士のグループワークや人形劇を交えた講座など、子どもにわかりやすい工夫を取り入れ、お互いの大切さに気づき、支え合いにもつながるような、子ども向け出前講座や出前授業を実施し、子どもの権利や救済に関して、子どもの具体的・実践的な理解の向上を図ります。	子)子ども育成部
子どもの権利条例絵本を活用した普及啓発	乳幼児や小学校低学年でも、子どもの権利に触れ、親しめるよう、子どもの権利条例絵本を活用した普及啓発を進めます。	子)子ども育成部
子どもの権利の理念を生かした教育活動の推進	子どもが自他の権利の尊重などについて学び、児童会・生徒会活動などに主体的に参加したり、子ども同士が支え合い、よりよい人間関係を築く活動(ピア・サポート)に取り組んだりするなど、教員向け研修の実施と併せて、子どもの権利の理念を生かした教育活動を推進します。	教)学校教育部

「人間尊重の教育」推進事業 ＜継続＞	「人間尊重の教育」フォーラムや「さっぽろっ子サミット」の開催などを通して、子ども一人一人が「自分が大切にされている」と実感できる学校づくりの推進を図ります。	教)学校教育部
-----------------------	--	---------

■子どもを受け止め、育む環境づくり

＜主な事業・取組＞

ア 子どもが安心して暮らせる地域づくり

事業・取組名	事業内容	担当部
少年健全育成推進事業 (青少年育成委員会)	地域における青少年育成を推進する担い手として、連合町内会単位に各地区青少年育成委員会を組織(90地区・1,800人)し、文化体験・スポーツ大会など青少年に関わる健全育成事業や、地域における安全・安心な環境づくり事業を推進します。	子)子ども育成部
少年育成指導員による指導・相談	子どもの問題行動に対応するため、繁華街や駅などを巡回して声かけを行い、子どもへの親身な指導、助言などを通して非行化の未然防止や、悩みごと等の相談アドバイスに努めます。	子)子ども育成部
次世代の活動の担い手育成事業 ＜継続＞	次世代のまちづくり活動の担い手を育成するため、小学生から大学生、及び地域活動の経験がない若者がまちづくり活動の大切さや必要性に気づききっかけとなるよう、若者を対象としたまちづくり活動への参加機会を拡大します。	市)市民自治推進室
市政やまちづくりへの子どもの参加・意見反映	審議会等への子ども委員の参加や計画策定時のキッズコメントの実施のほか、子どもに関わる様々な施策や事業の実施において、子どもの主体的な参加と意見表明の機会を提供し、子どもの意見を取り入れる取組を進めます。	子)子ども育成部
子どものくらし支援コーディネート事業 ＜レベ＞	子どもの相談支援に豊富な経験を持つ「子どもコーディネーター」が、児童会館や子ども食堂などの子どもの居場所を巡回して、困難を抱える子どもや家庭を早期に把握し、関係機関と連携しながら、必要な支援や重層的な見守りにつなげます。	子)子ども育成部
安全教育の充実	各園・学校・地域の実態に即した「学校安全計画」に基づき、実効性のある避難訓練を実施するとともに、子どもが自ら身を守ろうとする態度や、危険を予測し安全に行動するための能力を育む防災教育などに取り組みます。	教)学校教育部
登下校時の安全管理 ＜継続＞	通学路の状況に関する情報を各学校から収集し、関係機関等に安全対策等の実施を働きかけます。また、登下校時の見守り活動や危険箇所の巡視等を行うボランティア「スクールガード」の活用を推進します。	教)学校教育部

イ 子どもの安心と学びのための環境づくり

事業・取組名	事業内容	担当部
相談支援パートナー事業 ＜レベ＞	不登校やその心配のある子どもに対し、一人一人の状況に応じたきめ細かな支援を行うために、相談支援パートナー等を配置し、不登校の状況改善を図るとともに、未然防止や初期対応に取り組みます。	教)学校教育部

子どもの学びの環境づくり補助事業 ＜継続＞	学校以外の子どもの学びの環境づくりを進めるため、不登校児童生徒の受け皿となっているフリースクールなど民間施設に対する支援を行います。	子)子ども育成部
スクールカウンセラー活用事業 ＜レベ＞	不登校やいじめなどの生徒指導上の課題に対応するため、心の専門家であるスクールカウンセラーを全学校に配置し、学校の教育相談体制の充実を図ります。	教)学校教育部
教育支援センターにおける不登校児童生徒への支援	不登校児童生徒が仲間とともに学習や体験活動に取り組むことで、学校復帰や社会的自立に向かうことができるよう、一人一人の状況に応じた支援を行います。	教)学校教育部
スクールソーシャルワーカー活用事業 ＜レベ＞	児童生徒が置かれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするため、社会福祉等の専門的な知識や経験をもつ専門家であるスクールソーシャルワーカーを活用します。	教)学校教育部
公立夜間中学運営事業	様々な事情により、学校に行かないまま中学を卒業した方や小・中学校での就学機会が得られなかった方などに対し、「学び直しの間」を提供する公立夜間中学(星友館中学校)の運営を行います。	教)学校教育部
特別支援教育地域相談推進事業 ＜レベ＞	障がいや不登校、日本語習得の困難さなどにより、個別に支援を必要とする子どもへの相談・支援を総合的に行う体制を充実させるとともに、保護者の不安軽減を図ります。	教)学校教育部

ウ 子ども・若者の居場所づくり

事業・取組名	事業内容	担当部
札幌まなびのサポート事業 ＜レベ＞	就学援助世帯及び生活保護世帯の中学生に対し、「貧困の連鎖」を防ぐために、学習習慣の定着を図り高校進学を実現するとともに、自己肯定感を持てるような居場所の提供を行うことを目的とした学習支援を実施します。	保)総務部
アイヌ民族の児童・生徒の学習支援	夏季・冬季の長期休業期間に合わせ、アイヌ民族の児童・生徒を対象とした学習支援や、アイヌ文化の継承の支援を行います。	市)市民生活部
子どもの居場所づくり支援事業 ＜レベ＞	子ども食堂に加えて、食事の提供を伴わない子どもの居場所づくり活動にも補助を拡大し、子どもが安心して過ごすことのできる居場所を充実させるとともに、地域で子どもを見守る環境の強化を図ります。	子)子ども育成部
こどもホスピスづくり活動支援事業 ＜新規＞	病気や障がいのある子どもが安心して過ごすことができる居場所「こどもホスピス」の早期設立が実現するよう、広く市民に対しこどもホスピスの意義を広め、理解促進を図ることで、民間団体等が進めるこどもホスピスづくり活動を支援します。	子)子ども育成部
児童会館の地域交流の推進	子どもの社会性を育む機会を創出するため、地域公開日の設定、複合化後の施設間の調整により、多世代交流の促進や地域との相互理解につながる事業を展開します。	子)子ども育成部
若者支援施設運営管理事業	若者の社会的自立を総合的に支援するため、市内5か所に若者支援施設を設置し、自立に向けて不安を抱える若者への支援や、若者同士の交流・社会参加のきっかけづくりを行います。	子)子ども育成部

■子どもの権利侵害から子どもを守る取組

<主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
子どもの権利の侵害からの救済(子どもアシストセンター)	子どもに関する相談に幅広く応じ、子どもが自らの力で次のステップを踏めるよう助言や支援を行うほか、救済の申立て等に基づき、問題解決に向けた調査や関係者間の調整を行い、迅速かつ適切な救済を図ります。 また、幅広い広報や相談員等による出前講座により、子どもたちにとって身近で安心して相談できる機関を目指します。	子)子どもの権利救済事務局
子どもアシストセンター「LINE」相談	多くの子どもの声をくみ取ることができるように、無料通信アプリ「LINE」を活用して相談に対応します。	子)子どもの権利救済事務局
子どものための相談窓口連絡会議(子どもアシストセンター)	子どもに関する問題が複雑化、多様化する中で、個別の特性に配慮しながら問題の解決や改善を図るため、官民相談機関相互のスムーズな連携体制を確保することを目的として、「子どものための相談窓口連絡会議」を開催します。	子)子どもの権利救済事務局
子どもの権利救済に関する普及啓発(子どもアシストセンター)	幅広い広報や相談員等による出前講座により、子どもアシストセンターの周知を図るとともに、子どもたちのお互いの権利を尊重する意識や保護者等の子どもの思いを受け止める意識の向上を図ります。	子)子どもの権利救済事務局
DV対策推進事業 <継続>	配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることを理解してもらうため、パンフレットや各種広報媒体を活用した普及啓発を行います。 また、若者の交際相手からの暴力(デートDV)について正しく理解してもらうために、学校と連携した学生向けのDV防止講座を実施します。	市)男女共同参画室

■子ども・若者の可能性を広げていくための多様性のある社会の推進

<主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
子ども向け男女共同参画啓発事業	子どもたちが男女共同参画の理念を理解した上で自己形成ができるよう、性別に捉われず個性を尊重することの大切さを伝える小・中学生向けパンフレットを作成し、配布します。	市)男女共同参画室
民族・人権教育の推進	民族教育や人権教育について、体験活動等を取り入れた指導を充実させるとともに、より効果的な指導方法等について実践教育を行い、その成果を普及・啓発します。	教)学校教育部
障がいのある子どもとない子どもとの交流及び共同学習の推進	特別支援学校に在籍する子どもが自分の住む地域の小・中学校で学ぶ機会を充実させるほか、障がいのある子どもとない子どもとが日常的に交流する取組を推進します。	教)児童生徒担当部
心のバリアフリーガイドの配布	障がいの特性や配慮の方法を紹介したガイドブック「心のバリアフリーガイド」を作成・配布するほか、子ど	保)障がい保健福祉部

	も向けのガイドブック「心のバリアフリーガイドわかりやすい版」を市内の小学校4年生全員へ、「心のバリアフリーガイド中学生用」を市内の中学校3年生全員へ配布します。	
アイヌ伝統文化振興事業 ＜継続＞	市民向けのイベント・講座・体験プログラムの実施などにより、アイヌ伝統文化の保存、伝承、振興を図るとともに、アイヌ民族に関する理解を促進します。	市)市民生活部
多文化共生推進事業 ＜レベ＞	国籍にかかわらず誰もが安全安心に暮らせる共生社会の実現に向け、各種支援を通じて外国人市民の孤立防止と暮らしの不安解消を図るとともに、日本人も含めた市民全体の異文化理解を促進します。	総)国際部
共生社会の実現に向けた子どもへの権利理解の向上	誰もが互いにその個性や能力を認め合い、多様性が強みとなる社会(共生社会)の実現に向け、子どもの権利のパンフレット等を活用しながら、互いに理解し、尊重し合う心を醸成します。	子)子ども育成部

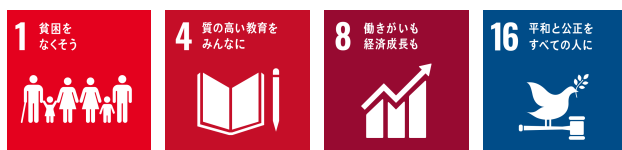
2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

権利条例では、「市政等について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるもの」と定めています。子ども・若者のニーズを的確に捉えるためだけではなく、子どもが、自らの生活にかかわる様々な場面で、意見を表明し、参加することが保障されることにより、子どもの健やかな成長・発達を支えることができるよう、子どもの意見表明や市政への参加を促進します。

また、子ども・若者は遊びや体験活動を通じて、心身の発達や様々なスキルの獲得がなされ、社会の中で生きていく力となり、生涯に渡る幸せに繋がっていきます。そのため、全てのライフステージにおいて、家庭の経済状況に関わらず、子ども・若者の年齢や発達の状況に応じた様々な体験ができ、子ども・若者が一人一人異なる長所を伸ばしていけるよう取り組みます。

札幌の自然や文化などの特徴も生かしながら、子どもが自主性、創造性、協調性を学び、健やかな成長を育む場として、自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験機会を提供します。また、食育などを通じ基本的な生活習慣が身につくよう取り組みます。

<SDGs>



■子どもの意見表明の促進

<主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
子ども議会	子どもたちが主体的に札幌のまちづくりについて話し合い、発表する活動を通して、市政への子どもの参加及び意見表明の機会としていきます。	子)子ども育成部

子どもからの提案・意見募集ハガキ	子どもが市政やまちづくりについて考えた意見や提案を広く返信用ハガキにより募集し、子どもの参加・意見表明の機会を促進するとともに、その結果を札幌市の考え方と併せて広報することにより、子どもたちのまちづくりへの参加意識の向上を図ります。	子)子ども育成部
子どもの交流・参加の促進	他都市の子どもたちとまちづくりに関して意見交換を行う子ども交流事業を実施し、参加した子どもたちの学びや成長の機会とするとともに、実施内容を広報することで広く地域等での子どもの参加や意見表明の取組を促進します。	子)子ども育成部
次世代の活動の担い手育成事業 ＜継続＞ 【再掲】	次世代のまちづくり活動の担い手を育成するため、小学生から大学生、及び地域活動の経験がない若者がまちづくり活動の大切さや必要性に気づききっかけとなるよう、若者を対象としたまちづくり活動への参加機会を拡大します。	市)市民自治推進室
市政やまちづくりへの子どもの参加・意見反映 【再掲】	審議会等への子ども委員の参加や計画策定時のキッズコメントの実施のほか、子どもに関わる様々な施策や事業の実施において、子どもの主体的な参加と意見表明の機会を提供し、子どもの意見を取り入れる取組を進めます。	子)子ども育成部

■子どもの参加の促進

＜主な事業・取組＞

事業・取組名	事業内容	担当部
児童会館子ども運営委員会の拡充(わたしたちの児童会館づくり事業)	子どもたちが、児童会館やミニ児童会館の運営等に主体的・積極的に参加する子ども運営委員会などの仕組みづくりを全館で行い、参加・意見表明の促進とともに、地域への愛着やまちづくりへの関心を育みます。	子)子ども育成部
子ども関連施設における子どもの参加の促進	子ども関連施設において、子ども運営委員会などの子どもの主体的な参加や活動、地域の大人と子どもの交流が広がるよう働きかけるとともに、こうした取組事例の広報等を通して子どもの参加を促進します。	子)子ども育成部
地域における子どもの参加の促進	地域における子どもの参加の取組や工夫の事例を集約し、子どもの権利の考え方を交えて、広く情報提供と活用の働きかけを行うことにより、地域の子どもの参加を促進するとともに、地域の大人と子どもの関わりを通じた、子どもの学びや体験機会の充実、不安や悩みを抱えた子どもへの気づきや支援にもつなげていきます。	子)子ども育成部
未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業 ＜継続＞	自治基本条例の目的として掲げられた「市民が主役のまちづくり」を進めるため、身近な地域のまちづくり活動の支援を行います。また、子どもたちにまちづくりの楽しさや必要性について理解を深めてもらうため、「子どもまちづくり手引書」を作成し、希望する小学校へ配布します。	市)市民自治推進室
少年団体活動促進事業 ＜継続＞	子ども会など少年団体の活動支援や活発化を図り、様々な体験活動を通して、子どもの自主的な社会参加、連帯意識の向上を促し、青少年活動を担う人材を育成します。	子)子ども育成部

さっぽろ未来創生プラン 推進事業 ＜レベ＞	若い世代を対象としたまちづくり・ライフデザインに関する意識の把握及び向上の取組として、高校生向けまちづくりコンペティションを開催します。	政)政策企画部
-----------------------------	--	---------

■遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着

＜主な事業・取組＞

事業・取組名	事業内容	担当部
野外教育総合推進事業 ＜レベ＞	困りや悩みを抱えた子どもたちに自然や他者に関わり合う機会を提供する「チャレンジ自然体験」や、自然体験活動の担い手を養成する「自然体験活動リーダー養成講座」を実施します。	教)生涯学習部
子どもの体験活動の場 推進事業 ＜レベ＞	旧真駒内緑小学校跡施設「まこまる」において、プレーパーク等の多様な体験機会を子どもに提供する子どもの体験活動の場「Coミドリ(こみどり)」の運営を支援します。	子)子ども育成部
プレーパーク推進事業 ＜レベ＞	子どもの自主性・創造性・協調性を育むことを目的に、地域住民等が規制を極力排除した公園等において開催・運営する「プレーパーク」を推進します。	子)子ども育成部
こども劇場	子どもたちが、人形劇・児童劇の鑑賞のほか、その制作・発表への参加を通じ、子どもが児童文化に触れる機会を提供します。	子)子ども育成部
地域学校協働活動推進 事業 ＜レベ＞	子どもたちを対象に地域の力を生かした多様な学びや体験の機会を提供するとともに、活動を通じて地域と学校の持続可能な連携・協働の体制づくりを支援し、地域全体で子どもを育てる環境を醸成します。	教)生涯学習部
ミニさっぽろ	小学3・4年生の子どもたちが、仮想のまち「ミニさっぽろ」の市民となり、職業体験や消費体験を行う社会体験イベントを実施します。参加した子どもたちが、働くことの楽しさや大変さを体験し、社会の仕組みを学ぶとともに、市民自治についての意識を高めることを目的としています。	子)子ども育成部
子どもの職業体験事業 ＜新規＞	子どもが将来への夢を描けるよう、小学5・6年生の子どもたちを対象として、働く大人、社会や職業に関わる様々な現場に直接触れることのできる、企業訪問型の職業体験事業を実施します。	子)子ども育成部
学校給食を活用した地産地消や家庭と連携した食育推進事業 ＜継続＞	健康寿命の延伸、SDGsの観点から、学校での環境教育を取り入れた食育を実施します。併せて、家庭・地域への普及、啓発を行います。	教)生涯学習部

■子ども・若者が活躍できる機会づくり

＜主な事業・取組＞

事業・取組名	事業内容	担当部
他都市との連携・交流	権利条例を制定している他の自治体との連携強化を進め、取組事例の共有等を通して、札幌市の取組を発信するとともに、より効果的な取組の検討・実施につなげていきます。	子)子ども育成部

少年少女国際交流事業 ＜継続＞	市内在住の中高生を対象とし、国際的視野の広い少年少女の育成を図るため、姉妹都市（ノボシビルスク市・大田広域市）やシンガポールとの相互派遣・受入を実施します。	子)子ども育成部
帰国・外国人児童生徒 教育支援事業 ＜レベ＞	日本語指導等が必要な帰国・外国人児童生徒が学校生活等に円滑に適応できるよう、指導協力者の派遣を行うなど、個々の状況に応じた支援を充実します。	教)学校教育部

3 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

児童虐待は、重大な子どもの権利侵害であり、子どもの心身に深い傷を負わせ、児童虐待を受けた時点のみに限らず、子どもが若者、大人に成長した後においても様々な生きづらさに繋がる可能性があることから、どのような背景や思想信条があっても、決して許されるものではありません。また、虐待の加害者となる子育て当事者も、自身の被虐待体験やその他様々な困難が背景にある場合が多いという現状から、困難な状況の中にある子育て当事者を社会全体で支え、その子どもに虐待が連鎖しないよう取り組む必要があります。

そのためには、児童相談所のみならず、区役所、学校、保育所・認定こども園・幼稚園等、児童家庭支援センター等の関係機関が連携していくことが重要です。その中でも、地域の拠点である区役所内の保健センターを、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行う「こども家庭センター」として位置付け、区要保護児童対策地域協議会の運営等を含め、引き続き機能強化や連携強化に取り組めます。

また、社会的養護を必要とする全ての子どもが適切に保護され、養育者との愛着関係を形成し、心身ともに健やかに養育されるよう、家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育される環境を整えるため、里親等への委託推進に向けた取り組みを充実します。さらに、社会的養護を必要とする子どもの声を聞き、その意見を尊重することで、子どもの権利保障や支援の質の向上を高める取り組みを行います。加えて、社会的養護のもとで育った子どもが施設退所後も安心して社会生活を送ることができるよう、自立に向けたきめ細かい支援の充実を図ります。

一方で、ヤングケアラーの問題は、家事や家族の世話といったケアの日常化により学業や友人関係等に支障が出るなど、重大な子どもの権利侵害であるにも関わらず、子ども本人や家族に自覚がない場合も多く、顕在化しづらいのが現状です。そのため、児童に関わる地域の大人や関係機関の連携を強化する中で、子どもに関わる様々な大人が情報共有・連携して、必要な支援に繋げる取組や、世帯全体を支援することで問題解決につなげる取り組みが求められます。

<SDGs>



■児童相談体制の強化

<主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
児童相談所・区家庭児童相談室における相談支援	児童相談所及び区役所家庭児童相談室では、18歳未満の児童虐待通報への対応のほか、関係部署と連携して、子どもの心身の発達や対人関係、不登校、家庭内暴力など、児童に関する各種の相談支援を行います。	子)児童相談所
こども家庭センターの機能の強化	各区保健センターにおける「こども家庭センター」の機能を強化し、母子保健・児童福祉それぞれの専門性を活かした支援を行うことにより、妊娠期から子育て期までの包括的な支援体制を強化するとともに、児童虐待を予防します。	子)児童相談所・子育て支援部
心理職による相談支援体制の強化	保健センターにおける心理職員の相談体制を強化し支援が必要な妊婦及び親子に対し関係機関と連携を図りながら適切な支援を行います。	子)子育て支援部
子ども安心ネットワーク強化事業 <レベ>	増加傾向にある虐待通告や養護相談に対し、迅速かつ適切に対応するため、子ども安心ホットラインを運営します。また、児童家庭支援センターや関係機関と連携しながら相談体制を強化し、必要な支援を行います。	子)児童相談所
児童相談体制強化事業 <レベ>	第3次児童相談体制強化プラン等に基づく取組を推進するとともに、困難を抱える子どもや世帯の支援のため、(仮称)第二児童相談所の開設の検証を踏まえて新たな児童相談所整備計画をメインとした第4次プランを策定します。	子)児童相談所
児童虐待防止対策支援事業 <継続>	虐待が疑われる児童を発見した際に迅速で適切な対応を行い、児童虐待の発生を予防するため、オレンジリボン地域協力員登録を推進するなど、市民、企業及び関係機関等に対し、児童虐待防止に係る普及・啓発を行います。	子)児童相談所
要保護児童対策地域協議会	被虐待児童をはじめとする要保護児童等の早期発見や適切な保護・支援を図るため、関係機関等が理解を深め、情報の交換や支援内容の協議を行うことを目的として、要保護児童対策地域協議会を設置・運営します。	子)児童相談所
(仮称)第二児童相談所整備事業 <レベ>	現在の1所に10区の対応が集中している体制を、2所とそれぞれの担当地区に分担することで、地域にとってより身近な機関として対応できるよう、また、一時保護が必要な子どもを確実に受入れ、適切に支援することができるよう体制整備を図ります。	子)児童相談所
民生委員・児童委員活動の支援	地域の身近な相談役である民生委員・児童委員が行う活動の周知を図るとともに、いじめ、不登校問題の相談や虐待防止の早期発見・対応に向けて活動する主任児童委員との連携を進めます。	保)総務部

■社会的養護を必要とする子ども・若者に対する支援

<主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
社会的養護自立支援事業 <レベ>	児童養護施設への入所や里親委託措置を受けていた者に対し、18歳(措置延長の場合は20歳)到達後も個々の状況に応じて、継続して支援を実施することにより将来の自立に結びつけます。	子)児童相談所
里親制度促進事業 <レベ>	里親委託を推進するため、登録希望者や里親等に対し、登録前後及び委託中の研修、里親養育者宅への訪問などの支援を包括的にを行います。	子)児童相談所
児童養護施設職員研修事業	施設等に入所している子どもや家庭への支援の質を確保するために、児童養護施設職員等への研修を実施し、専門性の向上を図ります。	子)児童相談所
こどもの意見形成・表明支援事業	社会的養護を利用している子どもを対象とした意見形成・表明支援を実施することで、子どもの思いを十分に聞き取るとともに、支援者側の子どもの権利擁護への意識を高めます。	子)児童相談所

■ヤングケアラーへの支援

<主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
ヤングケアラー支援推進事業(相談支援事業) <レベ>	ヤングケアラーに関する相談の専門窓口を設置のうえ、ヤングケアラー本人・家族・親族・支援者などからの相談に幅広く対応し、情報提供や助言、適切な支援機関へのつなぎなどを行います。	子)子ども育成部
ヤングケアラー支援推進事業(交流サロン事業)	ヤングケアラー当事者の居場所として、ピア・サポート機能を持つ交流サロンを開催するほか、必要に応じて支援員による相談や情報提供、関係機関へのつなぎなどを行います。	子)子ども育成部
ヤングケアラー支援推進事業(普及啓発・研修事業)	紙媒体や SNS、インターネットなどによる普及啓発を行うとともに、市民向けの講座、教職員・周辺支援者向けの理解促進・支援力向上を目的とした研修を実施します。	子)子ども育成部
ヤングケアラー支援推進事業(訪問支援・他法手続同行支援事業)	訪問支援員をヤングケアラーの家庭に派遣のうえ、家事・育児等の支援を行うとともに、不安や悩みを傾聴することによって、ヤングケアラーの負担を軽減します。 また、ケア対象者が障がい福祉サービスなど他のサービス利用につながっていない場合に、手続の援助や同行などの支援を行います。	子)子ども育成部

4 子ども・若者を取り巻く脅威から守る取組

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、子どもの心身及びその後の成長や人格形成に深刻な影響を及ぼす許されない行為です。国では、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「いじめ防止対策推進法」を平成25年に制定し、その法律に基づき「いじめの防止等のための基本的な方針」を示しました。

札幌市では、「いじめ防止対策推進法」及び権利条例、及び令和3年に発生した深刻ないじめの重大事態の調査報告書における提言を踏まえ、社会総がかりでいじめ防止に取り組む体制の強化を図ることを目指して、「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針」を令和6年4月に改定しました。

本計画では、「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針」の理念を踏まえつつ、いじめに直面している子ども・若者への支援に加え、保護者への支援をはじめとした周囲の大人への相談体制の充実や、研修等を通じた対応力の向上に取り組めます。

また、国は、「自殺対策基本法」(平成18年制定、平成28年一部改正)及び「自殺総合対策大綱」(平成19年策定、平成29年・令和4年見直し)により、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すこととしています。

札幌市においては、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な計画として「札幌市自殺総合対策行動計画2024」を策定しています。本計画では、「札幌市自殺総合対策行動計画 2024」の理念を踏まえつつ、子ども・若者が自殺に追い込まれることのないよう、子ども・若者の自殺対策に取り組めます。

さらに、札幌市では、「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例」の趣旨を踏まえた「第3次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画」を策定し、犯罪を誘発する機会を減らすための取組や犯罪被害者等に対する支援を総合的かつ計画的に推進しています。また、犯罪をした人等の立ち直りを社会全体で応援することで再犯を防ぐ環境を整え、新たな犯罪や犯罪被害者等を生まないための取組を推進するため、「札幌市再犯防止推進計画」を策定しています。

本計画では、「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画」及び「札幌市再犯防止推進計画」の理念を踏まえつつ、子ども・若者を犯罪から守る取組や犯罪被害者等に対する支援を行うとともに、犯罪や非行をした人の立ち直りを支援する取組を推進していきます。

<SDGs>



■子どもをいじめから守る取組

<主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
いじめ防止対策事業 <レベ>	いじめを防止するため、子どもへのアンケート調査や相談窓口の運営により、子どもの悩みや困りを早期に把握し適切に対処するとともに、子ども理解に関する教員研修や情報モラル教育の充実を図ります。	教)学校教育部
スクールカウンセラー活用事業 <レベ> 【再掲】	不登校やいじめなどの生徒指導上の課題に対応するため、心の専門家であるスクールカウンセラーを全学校に配置し、学校の教育相談体制の充実を図ります。	教)学校教育部
スクールソーシャルワーカー活用事業 <レベ> 【再掲】	児童生徒が置かれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするため、社会福祉等の専門的な知識や経験をもつ専門家であるスクールソーシャルワーカーを活用します。	教)学校教育部
教職員への啓発・資質の向上	教職経験に応じた研修や専門研修等において、いじめの未然防止や組織的対応に係る研修を実施し、教員一人一人の実践的指導力の向上を図ります。	教)学校教育部
子どもに向けた子どもの権利の理解促進	子ども自身が子どもの権利について考え、理解を深めることで、子ども同士がお互いを思いやり尊重し、子どもたち一人一人が安心して、自分らしく生きる権利の保障を進めます。	子)子ども育成部
組織横断的ないじめ対策への取組	子ども支援を担当する部局間、子どもが育ち学ぶ施設間で連携し、札幌市全体でいじめ防止対策を進めます。	子)子ども育成部
子どもの権利の侵害からの救済(子どもアシストセンター) 【再掲】	子どもに関する相談に幅広く応じ、子どもが自らの力で次のステップを踏めるよう助言や支援を行うほか、救済の申立て等に基づき、問題解決に向けた調査や関係者間の調整を行い、迅速かつ適切な救済を図ります。 また、幅広い広報や相談員等による出前講座により、子どもたちにとって身近で安心して相談できる機関を目指します。	子)子どもの権利救済事務局

■子ども・若者の命を守る取組

<主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
自殺予防事業	アンケート調査の実施や相談窓口及び教員研修の充実により、自殺殺関連行動やいじめ等の未然防止や早期発見などにつなげます。	教)学校教育部
小中学生等に対する自殺予防啓発事業 <レベ>	市内学校(小・中・高)において、自殺予防に関する正しい知識の普及啓発活動を行った団体に対して、その経費の一部の補助を行います。	保)障がい保健福祉部
教職員等への研修	子どもを取り巻く様々な諸課題に対応できる専門的知識・技能・対応力を向上させるために、研修等の一層の充実を図ります。	教)学校教育部
ホームページやSNS等による普及啓発	ホームページやSNS等を活用し、自殺に関する正しい知識や援助希求技術を高めるための知識、自殺対	保)障がい保健福祉部

<継続>	策関連事業に関する情報、うつ病等の精神疾患に関する情報等を提供します。	
思春期特定相談事業	不登校・ひきこもり・精神不安定・対人不安などの心の問題で困っている思春期年齢の青少年や家族、関係機関の職員からの個別の相談に応じ、思春期における心の健康づくりを支援します。	保)障がい保健福祉部

■子どもを犯罪から守る取組

<主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
犯罪のない安全で安心なまちづくり推進事業 <継続>	通勤や通学などの日常活動の中で防犯の視点を持って地域の見守りを行う「ながら見守り」活動の参加者登録制度の推進や、身の危険を感じて助けを求める子どもを保護する「子ども110番の家」等の取組を行う団体に対する支援などを行うことで、犯罪被害を最小限に止める体制づくりの充実を図ります。	市)地域振興部
少年健全育成推進事業(心豊かな青少年をはぐくむ札幌市民運動)	「健全育成」を重点とした市民運動の推進のため、「青少年を見守る店」の登録推進活動の展開や市内の全市立中学校に「中学校区青少年健全育成推進会」を組織し、各地域での啓発活動を展開します。	子)子ども育成部

基本目標2 ライフステージの各段階における環境の充実

1 子どもの誕生前から幼児期まで

子どもの誕生前から幼児期までは、愛着形成など子どもの将来にわたる成長や人格形成の基礎を培うための最も重要な時期です。そのため、子育て当事者の「子育て」を支えるだけではなく、「子どもの育ち」の質にも目を向け、子育て当事者を取り巻く状況を含め、子どもの置かれた環境に配慮して施策に取り組む必要があります。

そのためには、妊娠前から、妊娠・出産に関する正しい知識の普及、乳幼児期の発育・発達や健康の維持・増進、疾病の予防の観点から、乳幼児健診等に取り組めます。また、妊娠期から出産後まで、予期せぬ妊娠など多様なニーズに対応するための各種伴走型支援を着実に実施します。

<SDGs>



■切れ目のない支援と多様なニーズに対応するための伴走型支援

<主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
保健と医療が連携した 育児支援ネットワーク 事業 <レベ>	支援が必要な妊婦及び親子を早期に把握し、医療機関と保険センター等が連携して育児を継続していくことができるよう支援するネットワークを整備します。	子)子育て支援部
乳幼児健康診査	出産後から就学前までの児に対する切れ目のない健康診査を実施し、疾病や障害の早期発見及び乳幼児の心身の健全な発育・発達を促すとともに、親の育児不安の軽減を図ります。	子)子育て支援部
妊婦支援相談事業 <レベ>	保健センターにおいて、母子健康手帳交付時に保健師等が面接し、妊婦の妊娠・出産への不安軽減を図り、家庭訪問等により継続的に支援します。	子)子育て支援部
妊婦訪問事業 <レベ>	妊婦の家庭を訪問し、妊娠・出産・育児に関する不安や悩みの相談に応じるとともに、子育て情報などの提供を行います。	子)子育て支援部
産後ケア事業 <レベ>	支援を必要とする産婦に対し、産後ケア事業実施施設において心身の休養の機会を提供するとともに助産師等による育児に関する助言指導等を行います。	子)子育て支援部
母子保健訪問指導事業(乳児家庭全戸訪問事業)	全ての乳児のいる家庭を保健師等が訪問し、子育てに関する情報の提供を行うほか、乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行い、養育についての相談に応じ助言等支援を行います。	子)子育て支援部
産後のメンタルヘルス 支援対策 <レベ>	母子保健訪問指導事業において、母子保健訪問指導員や保健師等が、産婦のメンタルヘルス上の問題を早期に発見し支援します。	子)子育て支援部
妊娠SOS相談事業 <レベ>	予期せぬ妊娠や困難を抱える妊婦に対し、SNS等での相談や受診等の同行支援、緊急一時的な居場所の提供を行います。未受診となるおそれのある妊婦を対象として、初回産科受診料の助成を行います。	子)子育て支援部

困難を抱える若年女性 支援事業 ＜継続＞	様々な困難を抱えた若年女性を支援するため、アウトリーチ支援、一時的な安全・安心な居場所の提供、自立支援など、公的機関等への「つなぎ」を含めた相談事業を行います。	子)子ども育成部
----------------------------	--	----------

2 学齢期・思春期

学童期は、子どもにとって、心身ともに大きく成長する時期であり、自己肯定感や社会性を育む重要な時期です。そういった中、学校は子どもにとって単に学ぶだけの場ではなく、子どもが、安全に安心して過ごしつつ、他者と関わりながら育つ大切な居場所の一つと言えます。

一方で、不登校については、本人・家庭・学校に関わる様々な要因が複雑に関わっている場合が多く、不登校はどの子どもにも起こり得るものであり、不登校というだけで問題行動であると受け取られることのないように配慮し、全ての子どもが教育を受ける機会を確保できるよう、教育支援センターにおける支援や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどの専門家にいつでも相談できる環境の整備を行い、不登校などの未然防止、早期発見のために、教育相談支援体制の充実に取り組みます。また、不登校児童の受け皿となっているフリースクールなどの民間施設に対する支援を行います。

＜SDGs＞



■思春期における健康づくりへの支援

＜主な事業・取組＞

事業・取組名	事業内容	担当部
思春期ヘルスケア事業	学校教育と連携して、小・中・高校生を対象に、保健センターの専門職が性に関する健康教育を行い豊かな親性の醸成を図ります	子)子育て支援部
思春期特定相談事業 【再掲】	不登校・ひきこもり・精神不安定・対人不安などの心の問題で困っている思春期年齢の青少年や家族、関係機関の職員からの個別の相談に応じ、思春期における心の健康づくりを支援します。	保)障がい保健福祉部

■不登校の子どもへの支援

＜主な事業・取組＞

事業・取組名	事業内容	担当部
相談支援パートナー事業 ＜レベ＞【再掲】	不登校やその心配のある子どもに対し、一人一人の状況に応じたきめ細かな支援を行うために、相談支援パートナー等を配置し、不登校の状況改善を図るとともに、未然防止や初期対応に取り組みます。	教)学校教育部
子どもの学びの環境づくり補助事業 ＜継続＞【再掲】	学校以外の子どもの学びの環境づくりを進めるため、不登校児童生徒の受け皿となっているフリースクールなど民間施設に対する支援を行います。	子)子ども育成部

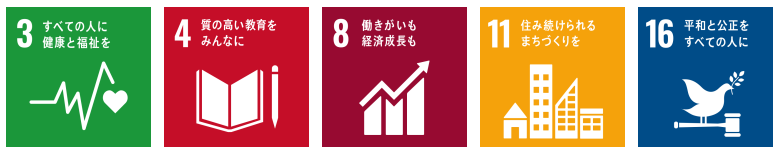
スクールカウンセラー活用事業 ＜レベ＞ 【再掲】	不登校やいじめなどの生徒指導上の課題に対応するため、心の専門家であるスクールカウンセラーを全学校に配置し、学校の教育相談体制の充実を図ります。	教)学校教育部
教育支援センターにおける不登校児童生徒への支援 【再掲】	不登校児童生徒が仲間とともに学習や体験活動に取り組むことで、学校復帰や社会的自立に向かうことができるよう、一人一人の状況に応じた支援を行います。	教)学校教育部
スクールソーシャルワーカー活用事業 ＜レベ＞ 【再掲】	児童生徒が置かれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするため、社会福祉等の専門的な知識や経験をもつ専門家であるスクールソーシャルワーカーを活用します。	教)学校教育部
不登校児童生徒のための新たな学びの場整備事業 ＜継続＞	不登校児童生徒の学びの機会の確保のため、教育支援センターの機能拡充や、更なる機能強化に向けた調査・検討を進めます。	教)学校教育部

3 青年期

青年期は、成人期へ移行していくための準備期間として、大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、将来の夢や希望を抱いて自身の可能性を伸展させる時期です。

若者の社会的自立を総合的に支援するため、若者支援の中核施設である若者支援総合センターを中心に、教育機関や就労支援機関などと連携し、学童期・思春期から高等学校卒業期、さらには、青年期を含め、切れ目のない相談・支援を推進します。また、複合的な困難を抱えながらも支援に繋がりにくい若年女性に対して、アウトリーチ型の支援を行い、将来的な自立に繋がるよう取り組みます。

＜SDGs＞



■悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

＜主な事業・取組＞

事業・取組名	事業内容	担当部
若者支援施設運営管理事業 【再掲】	若者の社会的自立を総合的に支援するため、市内5か所に若者支援施設を設置し、自立に向けて不安を抱える若者への支援や若者同士の交流・社会参加のきっかけづくりを行います。	子)子ども育成部
若者の社会的自立促進事業 ＜継続＞	高校中退者等を対象に、高等学校卒業程度の学力の習得を目指し、学習相談及び学習支援を実施します。	子)子ども育成部
困難を抱える若年女性支援事業 ＜継続＞ 【再掲】	様々な困難を抱えた若年女性を支援するため、アウトリーチ支援、一時的な安全・安心な居場所の提供、自立支援など、公的機関等への「つなぎ」を含めた相談事業を行います。	子)子ども育成部

さっぽろ子ども・若者支援地域協議会	子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるよう、関係機関等による適切な支援を組み合わせることにより、効果的かつ円滑な支援を実施することを目的として、さっぽろ子ども・若者支援地域協議会を設置・運営します。	子)子ども育成部
-------------------	---	----------

第5章 計画の推進と進行管理

本計画で推進していく施策は広範囲に渡るため、庁内関係部局がそれぞれ子ども・若者と子育て当事者の視点を持ち、組織的に計画を推進していきます。

本計画の進行管理については、子ども施策に関する庁内組織である「札幌市子どもの権利総合推進本部」において関係部局間の情報共有や連携の推進を図るとともに、附属機関「札幌市子どもの権利委員会」における取組状況の報告を通して評価・検証を行っていきます。

また、個別の取組や事業の進捗状況に加え、あらかじめ設定した成果指標等を踏まえた点検・評価を行うことで、施策の改善につなげていきます。